



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 299 号 令和 3 年 3 月 9 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 4 5	県税の申告等に係る期限を延長した件	税務課
1 4 6	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
1 4 7	特定第 1 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
1 4 8	道路の区域を変更する件	道路整備課
1 4 9	道路の供用を開始する件	同
1 5 0	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課
1 5 1	同	同

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
3	行政監査の結果公表	
4	定期監査の結果公表	
5	行政監査結果報告に対する措置状況	
6	定期監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第四百十五号

令和二年所得に係る個人の県民税及び事業税に関する申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）の期限（令和三年三月十五日までとされているものに限る。）については、徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第十七条第三項の規定により、令和三年四月十五日まで延長する。

令和三年三月九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年三月九日から同年七月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 家電住まいる館YAMADA徳島本店
所在地 徳島市中吉野町四丁目二番地二ほか

3 変更事項

(一) 店舗面積

変更前 八、九九二平方メートル
変更後 一、六五二平方メートル

(二)

変更前 縦覧に供する添付書類のとおり
変更後 縦覧に供する添付書類のとおり

4 変更年月日

令和三年十月十八日

二 届出年月日

令和三年二月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課

2 縦覧の期間 令和三年三月九日から同年七月九日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六九

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）（第五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第四百四条第一号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	水域	被共済者
あわび阿部加入区	共第二百一十号漁業権の漁場の区域	阿部漁業協同組合

徳島県告示第四百十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一九五号	那賀郡那賀町延野字寺前二二〇番一地从前 同 番一地从前 一一五	旧	二二・五〇・〇	八七・五
同	同	新	二二・五〇・〇	八七・五

徳島県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和三年三月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

一九五号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
同	那賀郡那賀町延野字寺前 一一〇番一地先から 一一五番一地先まで		八七・五	令和三年三月九日

徳島県告示第百五十号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表中

阿波町農業協同組合	阿波市阿波町	阿波市阿波町	本所	阿波市阿波町
市場町農業協同組合	阿波市市場町	阿波市市場町	本所	阿波市市場町
阿波郡東部農業協同組合	阿波市市場町	本所	阿波市市場町	

を

阿波市農業協同組合			阿波市阿波町		
本店			阿波市阿波町		
市場支店			阿波市市場町		
東部支店			阿波市市場町		

に改める。

徳島県告示第五十一号

平成十年徳島県告示第四百七十二号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年四月十二日から施行する。

令和三年三月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

。 二の3の(三)の表佐古支店の項中「徳島市佐古八番町」を「徳島市佐古二番町」に改める

徳島県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、令和2年度の行政監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員	近藤	光男
同	岡崎	悦夫
同	大寺	健司
同	大塚	明廣
同	北島	一人

令和2年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第1	行政監査の趣旨等	1
第2	監査の対象	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査対象機関	1
4	監査対象年度	3
5	監査実施期間	3
6	監査の実施内容	3
7	監査の着眼点	3
第3	監査の結果	4
1	事実関係の確認	4
(1)	生産品の売払状況について	4
ア	生産品の生産状況	4
イ	生産の目的及び生産計画	6
ウ	生産品の管理状況	9
エ	売払価格の設定	11
オ	事務処理及び売払形態	13
カ	売払代金の取扱い	16
キ	事業効果を高める手法	18
(2)	県立学校生徒による商品開発，販売について	20
2	監査の意見等	27
(1)	売払代金の取扱いについて	27
(2)	生産品の管理状況について	28
(3)	事務処理及び売払形態について	29
(4)	売払価格の設定について	29
(5)	事業効果を高める工夫について	29
(6)	県立学校生徒による商品開発，販売活動における会計処理について	30
3	まとめ	30

第1 行政監査の趣旨等

行政監査については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものであり、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の対象

1 監査対象事務

生製品の売払業務に関する事務について

2 選定理由

本県の試験研究機関や学校等では、試験研究や実習などで生産した生製品を売り払って県の収入にしている。生製品の売払業務の中には、現金を取り扱う事務もあり、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。）等に基づいた、適正な取扱いが求められる。

また、生製品の売払業務においては、売払代金の取扱いはもとより、生製品の管理や売払価格の決定等を含めた一連の事務について、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、適切な執行が求められるものでもある。

そこで、生製品の売払いや管理状況等を監査することで、今後の適正かつ効率的な事務の確保に資することとする。

3 監査対象機関

監査対象機関の選定に当たっては、定期監査（企業会計を除く）の対象となっている機関を対象に、生製品の売払状況等について事前調査を実施するとともに、教育委員会については、生製品の売払業務に加え、県立学校の生徒による商品開発、販売について調査を行い、それらの結果を基に、次の選定基準により14機関を選定した。

○選定基準

次の①又は②に該当する機関を選定する。

①令和元年度に生製品の売払実績のある機関

②令和元年度に県立学校生徒による商品開発、販売の実績がある機関

なお、生製品とは、会計規則第83条第1項第4号に定義されており、「試験、研究、職業指導等のため製造し、収穫し、又は生産した物品」をいい、動物（牛、馬、豚、羊等の大動物及び中動物）を除くとされている。

また、県立学校生徒による商品開発、販売については、教育の一環として取り組ま

れている活動を対象とした。

表1 監査対象機関

部 局	監査対象機関	生産品の売払収入のある機関	県立学校生徒による商品開発及び販売の実績がある機関
商工労働 観光部	中央テクノスクール	○	/
	農林水産 部	スマート林業課	
	水産振興課	○	
	農林水産総合技術支援 センター経営研究課	○	
	〃 畜産研究課	○	
	〃 水産研究課	○	
教育委員 会	城西高等学校	○	○
	徳島商業高等学校	—	○
	小松島西高等学校	○	○
	那賀高等学校	○	○
	吉野川高等学校	○	○
	つるぎ高等学校	—	○
	池田高等学校	○	○
	阿南支援学校	—	○
監査対象機関計 14 機関		11 機関	8 機関

(注) 農林水産総合技術支援センター経営研究課については、センター内の農産園芸研究課、資源環境研究課、農業大学校も監査の対象に含めた。

(1) 委員監査対象機関 ※4機関

農林水産総合技術支援センター経営研究課、城西高等学校、小松島西高等学校、池田高等学校

(2) 書面監査対象機関（職員による実地監査を行った機関） ※3機関

水産振興課、農林水産総合技術支援センター畜産研究課、吉野川高等学校

(3) 書面監査対象機関 ※7機関

中央テクノスクール、スマート林業課、農林水産総合技術支援センター水産研究課、徳島商業高等学校、那賀高等学校、つるぎ高等学校、阿南支援学校

4 監査対象年度

令和元年度

ただし、必要に応じ他の年度についても対象とした。

5 監査実施期間

この監査は、令和2年5月から令和3年3月までの間で実施した。

6 監査の実施内容

監査を実施するに当たっては、生産品の売払業務を行っている機関に対し生産品の管理状況、売払代金の取扱状況などを記載した監査資料を求めた。

また、県立学校において商品開発、販売を行っている機関については、生徒による商品開発、販売の実施状況等に関して記載を求め、それぞれ提出された監査資料に基づき、監査委員が監査した。

7 監査の着眼点

この監査においては、次の項目を着眼点とした。

- ・ 売払代金の取扱いは適正に行われているか
- ・ 生産品の管理は適切に行われているか
- ・ 事務処理及び売払形態は適切かつ効率的であるか
- ・ 売払価格の設定は適切であるか
- ・ 事業効果を高めるための工夫はなされているか

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 生産品の売払状況について

ア 生産品の生産状況

(ア) 機関・区分別の生産品売払収入の推移

過去3年度の機関別の生産品売払収入額は、「表2」のとおりである。

県全体の令和元年度生産品売払収入の決算額は、105,679千円であり、監査対象機関全体の売払収入額の推移を見ると、平成29年度から2年連続で約5パーセント減少している。その大きな要因は、全体に占める割合が大きい水産振興課及び農林水産総合技術支援センター畜産研究課（以下、「畜産研究課」という。）において収入額の変動が大きかったためであり、水産振興課では、売払先からの注文数の減少によるもの、畜産研究課では、生乳生産数量が減少したことによるもの、と分析している。

また、中央テクノスクール及び那賀高等学校においても、年度間の変動割合が大きくなっているが、その主な要因として、中央テクノスクールでは、職業訓練のカリキュラムの見直しや訓練生数の減少による生産数の減少、那賀高等学校では、施設設備などのハード面、人材育成や商品開発などのソフト面ともに効率的な運用を目指し、安定収入に向けた基盤整備を行い増産につながったため、としている。

表2 機関別の生産品売払収入額

部 局	監査対象機関	生産品売払収入			
		令和元年度		平成30年度(千円)	平成29年度(千円)
		(千円)	構成比(%)		
商工労働 観光部	中央テクノスクール	74	0.1	184	439
	農林水産 部	スマート林業課	777	0.7	277
	水産振興課	46,965	44.4	52,742	52,992
	農林水産総合技術支援 センター経営研究課	7,836	7.4	7,202	10,225
	〃 畜産研究課	19,997	18.9	20,126	24,286
	〃 水産研究課	137	0.1	119	60
教育委員 会	城西高等学校（本校・ 神山校）	10,623	10.1	12,341	10,852
	小松島西高等学校（勝 浦校）	2,427	2.3	2,473	2,960
	那賀高等学校	1,201	1.1	328	127

	吉野川高等学校	10,433	9.9	10,260	9,482
	池田高等学校(三好校)	5,209	4.9	5,299	4,966
	合 計	105,679	100.0	111,351	117,108

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

区分別の生産品売払収入額は、「表3」のとおりであり、過去3年における構成比の大幅な変化はない。

表3 区分別の生産品売払収入額

区 分	生産品売払収入			
	令和元年度 (千円)	構成比(%)	平成30年度 (千円)	平成29年度 (千円)
水産業生産品	47,102	44.6	52,861	53,052
高等学校生産品	29,893	28.3	30,701	28,387
畜産業生産品	19,997	18.9	20,126	24,286
農業生産品	7,218	6.8	7,166	10,032
林業生産品	1,394	1.3	313	912
職業訓練生産品	74	0.1	184	439
合 計	105,679	100.0	111,351	117,108

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(イ) 令和元年度を生産品の状況

令和元年度における各機関の生産品の状況については、「表4」のとおりであり、監査対象機関全体の品目数は662品目であった。

特に品目数が多いのは、農林水産総合技術支援センター経営研究課(以下、「経営研究課」という。)、城西高等学校、吉野川高等学校で、野菜や果樹、花き、加工品など多種多様なものを生産している。

表4 機関別の生産状況(令和元年度)

部 局	監査対象機関	品目数	主な生産品
商工労働 観光部	中央テクノスクール	18	カトラリー, うつわ, チェスト
農林水産 部	スマート林業課	1	林業用種子
	水産振興課	3	アワビ種苗, クルマエビ種苗, アユ種苗
	農林水産総合技術支援 センター経営研究課	160	トマト, ブドウ, みかん

	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	12	生乳, 受精卵 (肉用牛), 種卵 (鶏)
	〃 水産研究課	2	ワカメ配偶体 (鳴門式), ワカメ配偶体 (のれん式)
教育委員会	城西高等学校 (本校・神山校)	156	玄米, マドレーヌ, リーフレタス
	小松島西高等学校 (勝浦校)	62	シクラメン, パンジー, トマト
	那賀高等学校	25	木製地図パズル, 木製スマホスタンド, 木製タブレットスタンド
	吉野川高等学校	142	トマト, シャインマスカット, マドレーヌ
	池田高等学校 (三好校)	81	鶏卵, プロイラー燻製, 梨
合 計		662	

(注) 主な生産品の欄に記載した品目については、売払収入額の多い順に記載した。

イ 生産の目的及び生産計画

(ア) 生産の目的

監査対象機関における生産の目的は、「表5」のとおりである。

実習授業を目的としているのは、中央テクノスクール、経営研究課、県立学校である。県立学校では、より実践的な教育を行うため、野菜や果樹をはじめとする農産物を生産するとともに、それを原材料とした加工品を製造し売り払っている。

試験研究を目的としているのは、経営研究課、畜産研究課等である。県の試験研究機関では、農産物の品種改良や技術開発、生産性の向上を目的とする研究などが行われており、その行程の副産物のうち、状態が良いものについては売払いをして県の収入としている。また、県立学校においても、6次産業化の学習などにおいて商品開発が行われている。

産業育成を目的としているのは、スマート林業課、水産振興課、農林水産総合技術支援センター水産研究課（以下、「水産研究課」という。）等であり、これらの機関では、種苗などを安定供給することにより、産業の維持及び発展を目的として生産活動が行われている。

表5 生産の主な目的 (複数回答)

項 目	機関数
実習授業	7
試験研究	6
産業育成	5

(イ) 生産計画

生産計画の策定状況については、「表6」のとおりである。

生産計画の策定が売払収入に直接結びつくものではないが、試験研究を確実に実施するとともに食品ロスを防ぐために、適正な生産計画のもと、適切に生産を行うことが求められる。

生産については、11機関のうち9機関（81.8%）が、前年度又は年度当初に生産計画を立て、計画的に生産活動を行っている。農作物を生産する機関では作付け計画表を作成し、は種（種まき）から収穫までのスケジュールを立てている。また、収入目標額についても事前に設定されている。

2機関では生産計画は策定していないものの、過去の販売実績や購入者を対象としたアンケート等の結果などを基に生産活動を行っている。

表6 生産計画

項目	機関数	割合
前年度又は年度当初に生産計画を立てている	9	81.8%
生産計画を立てていない	2	18.2%
計	11	100.0%

(ウ) 生產品の種別，数量の決定方法

生產品の種別，数量の決定方法は、「表7」のとおりである。

生徒の技量や設備の制約等の生産能力，過去の販売実績に基づいて決定している機関がそれぞれ8機関であった。

表7 生產品の種別，数量の決定方法（複数回答）

項目	機関数
生徒の技量，設備の制約等の生産能力に基づいて決定	8
過去の販売実績に基づいて決定	8
過去の生産実績に基づいて決定	7
アンケート等の結果に基づいて決定	2
その他	5
各協議会による	(2)
試験研究の規模，学生の実習プロジェクトによる	(1)
生産者からの要望による	(1)
他の行政機関及び企業との協議による	(1)

(エ) 生産計画と生産数量の実績との差

生産計画と生産数量の実績との差については、「表8」のとおりである。

生産計画を立てていると回答のあった9機関のうち、実際に生産した数量と生産計画で定めた数量の差異が1割以内の機関は5機関（55.6%）であり、残る4機関（44.4%）では、差異が1割を超過していた。

その理由として、当該機関では、天候不順による収穫量の減少、試験計画や学生の実習プロジェクトの変更、受注量の増減などがあったため、としている。

表8 生産計画と生産数量の実績との差

項目	機関数	割合
生産計画と生産数量の差異が1割以内である	5	55.6%
生産計画と生産数量の実績に1割を超える差が生じている	4	44.4%
計	9	100.0%

(オ) 原材料の調達

原材料の調達方法については、「表9」のとおりである。

生産計画に基づき計画的に購入している機関、必要に応じて購入している機関などがあるほか、自らが生産した農産物等を加工の原材料として用いている機関が認められた。

また、城西高等学校（神山校）では、近隣農家から寄附を受けた地域固有の小麦やそばの種子を用いて、試験栽培を行っている。

表9 原材料の調達（複数回答）

項目	機関数
生産計画に基づいて計画的に購入	7
必要が生じた都度購入	6
所属（学校等）で生産した原材料（農産物等）を使用	5
企業、個人等から寄附を受けている	1
その他	4
採種園から種子を採種して保管し、必要時に払下げ	(1)
人工授精により生産した種苗	(1)
試験研究の資材として、必要量を購入	(1)
前年度の余剰分を使用	(1)

ウ 生製品の管理状況

(ア) 生製品、原材料の数量管理

生製品及び原材料の数量の管理については、「表10」のとおりである。

数量の管理は、物品出納簿、原材料品類受払簿など会計規則に定める様式に基づいて行うこととされている。

11機関のうち6機関（54.5%）は会計規則に定める様式のみを使用しており、その他の5機関では、会計規則で定める様式に加え、所属が独自に策定した要領等に基づく様式や担当者が独自に作成した様式などを用いて数量の管理を行っていた。

表10 生製品、原材料の数量の管理

項目	機関数	割合
会計規則に定める様式のみ使用している	6	54.5%
会計規則に定める様式に加え、担当者が独自に作成した様式等を使用している	4	36.4%
会計規則に定める様式に加え、所属独自に策定した要領等に基づく様式を使用している	1	9.1%
計	11	100.0%

(イ) 生製品の保管

生製品の保管管理者については、「表11」のとおりである。

保管管理が可能な生製品については、9機関で物品出納員の監督責任のもと生製品の担当教諭、実習主任、実習助手等の職員が管理を行っていた。

保管管理ができない生製品を取り扱っている5機関については、保管はせず速やかに出荷をしており、管理を要しない実態であった。

また、11機関全てで機械警備対象の建物内や施錠された建物内で盗難や紛失などの事故が起きないように管理されていた。

保管場所は、冷蔵庫、恒温庫、倉庫、繁殖場、実習室など様々であるが、温度や光条件の調整などの管理を徹底し、品質を保つ工夫が行われていた。

なお、池田高等学校（三好校）では、食品衛生法に基づくHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の考え方を取り入れた食品の衛生管理を実施する予定としている。

※HACCP…食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確

保しようとする衛生管理の手法。

表 1 1 生産品の保管管理をする者（複数回答）

項目	機関数
物品出納員以外の職員が保管	9
その他（保管せずに速やかに引き渡し）	5
物品出納員が保管	1

(ウ) 収穫前の農産物の盗難対策

収穫前の農産物の盗難対策の状況は、「表 1 2」のとおりである。

農産物を生産している 6 機関のうち、農場等への盗難対策を講じているのは 5 機関であり、監視カメラの設置や立入を禁止する警告看板、電気柵、門扉、チェーン等により人や野生動物の侵入を防ぐというものであった。

なお、1 機関では盗難対策を講じていないという回答だったが、その理由として、農作物を栽培する畑が敷地にほど近い場所にあり、職員の監視が行き届くため、としている。

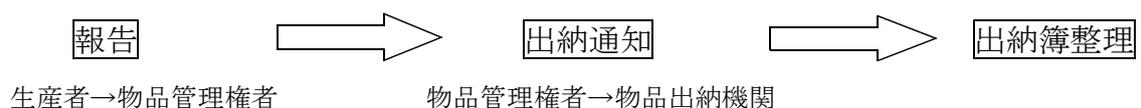
表 1 2 収穫前の農産物についての盗難対策（農産物の取扱いがある 6 機関）

項目	機関数	割合
対策を講じている	5	83.3%
対策を講じていない	1	16.7%
計	6	100.0%

(エ) 生産品の受入れ及び払出し

生産品の受入れ及び払出しの手順は次のとおりであり、監査対象機関では、この手順により処理が行われていた。

【生産時の事務処理】



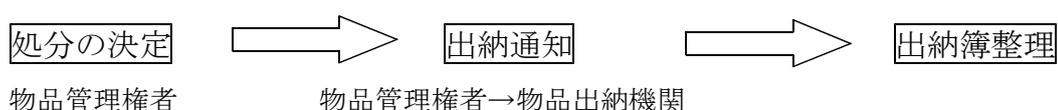
出納局会計課作成の「徳島県会計事務の手引き」（以下、「会計事務の手引き」という。）によると、生産品を生産した場合、作業日誌等に品目、数量を記載の上、生産品報告書を作成し、物品管理権者に報告した後、物品管理権者は物

品出納機関に出納通知をし、物品を引き継ぎ、物品出納機関において、生産品報告書により物品出納簿の整理を行うこととなっている。

※物品管理権者とは、物品会計における命令系統の機関であり、本来は知事をいうが、実際の事務は各課等の長又は知事から委任を受けた麻長が行っている。

※物品出納機関とは、物品管理権者の出納通知により物品の出納を行う機関であり、本来は会計管理者をいうが、実際の事務は会計管理者から委任を受けた物品出納員が行っている。

【処分時の事務処理】



生産品を処分する際の手続は、物品管理権者が処分の決定をし、物品出納機関に払出しの出納通知を行い、物品出納機関が生産品処分書により物品出納簿の整理をして生産品を払い出すとされている。(生産と同時に処分を必要とする場合は、生産品報告(処分)書により処分することができる。)

エ 売払価格の設定

(ア) 価格決定

価格決定手続を定めた要領等の策定状況は、「表13」のとおりである。

要領等を作成しているのは経営研究課、畜産研究課、城西高等学校(本校・神山校)、小松島西高等学校、那賀高等学校の5機関であった。

このうち畜産研究課では、「徳島県牛受精卵売払要領」及び「徳島県豚精液売払要領」により価格が定められていた。

また、県立学校3機関では、「学校農場生産物販売価格評価規定」に基づき、生産物評価委員会において生産品の品質、規格等に配慮した上で、市場価格を参考に価格を算定し、学校長へ答申し、学校長が決定することとしている。

要領等を策定していない機関においては、売払先関係者と組織する協議会などで価格を決定したり、市場価格や原材料費を基に価格を算定し価格決定の手続を行っていた。

表 1 3 価格決定手続を定めた要領等の策定

項目	機関数	割合
策定している	5	45.5%
策定していない	6	54.5%
計	11	100.0%

(イ) 売払価格の算定

売払価格の算定方法は、「表 1 4」のとおりである。

市場価格を参考に算定している機関が 8 機関あり、これらの機関においては、新聞に掲載されている市況や、近隣の小売店の価格などを参考にしていた。

また、水産物や加工品等を生産する 6 機関では、原材料費、人件費などの費用を基に価格を算定している。そのほか、売払要領に基づく価格、インターネットで販売されている価格などにより算定している機関があった。

なお、農産物等を生産している機関では、過度に安価で販売すると、一般の小売店や産直市での他の生産者の販売にも影響を及ぼすため、市場価格と大幅にかい離しないよう配慮した価格設定を行っている、としている。

表 1 4 売払価格の算定方法 (複数回答)

項目	機関数
市場価格を参考に算定している	8
原材料費等の費用を基に算定している	6
その他	2
売払要領に基づき決定	(1)
インターネットでの販売価格、業者からの見積価格から算定	(1)

(ウ) 単価の見直し

各機関における単価の見直しの頻度については、「表 1 5」のとおりである。

年に一度単価を算定した後、市場価格に大幅な変動があった場合に見直しを行っている機関、売払いの都度、単価を算定している機関がそれぞれ 4 機関あった。

水産振興課及び畜産研究課では、年に一度単価の算定をしており、年度途中の見直しは行っていない。また、水産研究課では、単価の算定基礎となる費用が人件費と光熱費のみであり、大きな変動がないため、一度算定した単価で固定している。

表 1 5 単価の見直しの頻度

項 目	機関数	割 合
年に一度単価を算定するが、市場価格が大幅に変動した場合は、見直しを行う	4	36.4%
売払いの都度、単価を算定している	4	36.4%
年に一度単価を算定しており、年度途中の見直しは行わない	2	18.2%
その他（大きな変動がないため、一度算定した単価で固定）	1	9.1%
計	11	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

オ 事務処理及び売払形態

(ア) 取扱要領

事務手続に係る取扱要領の策定状況は、「表 1 6」のとおりである。

「会計規則」及び「会計事務の手引き」以外に取扱要領を策定している機関は6機関あり、売払要領の策定や、県立学校においては、「学校農場生産物販売価格評価規定」及び「消費組合の規約」が策定されていた。

※消費組合…生産品を取り扱う各県立学校に設置された、生産品の購入及び販売を行う団体。

表 1 6 会計規則及び会計事務の手引き以外の取扱要領

項 目	機関数	割 合
策定している	6	54.5%
策定していない	5	45.5%
計	11	100.0%

(イ) 売払形態

令和元年度の売払形態別の収入額は、「表 1 7」のとおりである。

あらかじめ売払価格を定め、業者等に売り払うものが全体の売払収入額の約66パーセントを占めている。

県立学校5機関では、消費組合を設置し、学校祭などの学校行事や地域イベント、学校に設置された生産品販売所等で購入希望者に売払いを行っている。

中央テクノスクールは、売払価格を定め、後援会を通して消費者へ売払いを行っており、県立学校の消費組合を通じた売払いと類似した形態が取られている。

表 1 7 売払形態別の収入額 (複数回答)

項 目	機関数	売払収入額 (単位：千円)	割 合
売払価格を定め、業者等に売り払う	9	69,916	66.2%
購入希望者等にその都度売り払う	5	11,574	11.0%
産直市など市場等で売り払う	5	10,805	10.2%
行事等で売り払う	6	8,954	8.5%
市場等におけるせり売り	2	4,430	4.2%
計		105,679	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(ウ) 売払いの対象者

一般消費者以外の売払いの対象者の状況は、「表 1 8」のとおりである。

農業協同組合（以下、「農協」という。）や漁業協同組合（以下、「漁協」という。）などの法人への売払い、事業者への売払いがそれぞれ 7 機関であった。

農業大学校で設置されている模擬会社「徳島農大そらそうじゃ」や畜産農家、道の駅、給食センターなどに売払いが行われている。

生鮮品については、速やかに売り払う必要があるため、近隣の業者を選定せざるを得ず、林業種苗については、法令により売払いできる対象者が限定されている。

表 1 8 一般消費者以外の売払対象者 (複数回答)

項 目	機関数
農業協同組合等の法人	7
各種事業者	7
小売事業者	(1)
卸売事業者	(1)
その他民間事業者	(5)
県・市町村の地方公共団体	2
その他	5
模擬会社徳島農大そらそうじゃ	(1)
畜産農家	(1)
道の駅	(1)
給食センター	(1)
徳島県林業種苗協同組合	(1)

(エ) 契約書の作成

一般消費者以外の事業者等への売払いについて、契約書の作成状況は、「表19」のとおりである。

生産品の売払いに係る契約書を作成しているのは9機関であり、年間契約に自動更新条項を定め初年度以降は契約を自動更新している機関、毎年度年間契約を締結している機関、売払いの都度契約書を作成している機関がある。

契約書を作成していない2機関は、提出された申請書により売払いをしているものと、産直市の利用規約に基づいて売払いをしているものであった。

表19 契約書

項目	機関数	割合
自動更新	4	36.4%
年間契約	3	27.3%
売払いの都度、契約書を作成	2	18.2%
作成していない	2	18.2%
計	11	100.0%

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と内訳は必ずしも一致しない。

(オ) 売れ残った場合の処分及び売払い以外の活用

売れ残った生産品の処分については、「表20」のとおりであり、牛受精卵、加工品等の保存がきくものは翌年度へ繰り越されている。

農産物については、教職員等関係者が有償で購入している。なお、関係者が購入する場合においても、定価で売払いが行われている。

また、一部で廃棄している機関も見受けられたが、水産振興課では、種苗を生産するうえでやむを得ず生じる余剰分について、漁協を通じて放流を行っている。

表20 売れ残った場合の生産品 (複数回答)

項目	機関数
翌年度へ繰越し	6
売れ残りは発生しない、必要量のみ払下げ	5
事業関係者(教員、職員等)が有償購入している	4
廃棄している	3
その他(沿岸域等へ放流)	1

カ 売払代金の取扱い

(ア) 売払代金の收受

売払代金の収納方法は「表 2 1」のとおりである。

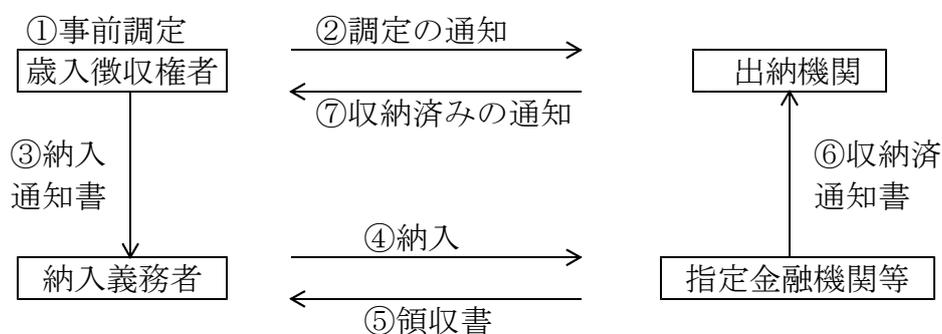
生産品の売払代金は、納入通知書により収納する場合と、納入通知書を発行せず、口答、掲示その他の方法により納入の通知を行い、収入分任出納員等が現金を直接収納する場合がある。現金による直接収納があるのは、県立学校の5機関であり、そのうち1機関は現金による直接収納のみを行っている。

表 2 1 売払代金の収納

項 目	機関数	割 合
納入通知書による収納のみ	6	54.5%
直接（現金による）収納又は納入通知書による収納	4	36.4%
直接（現金による）収納のみ	1	9.1%
計	11	100.0%

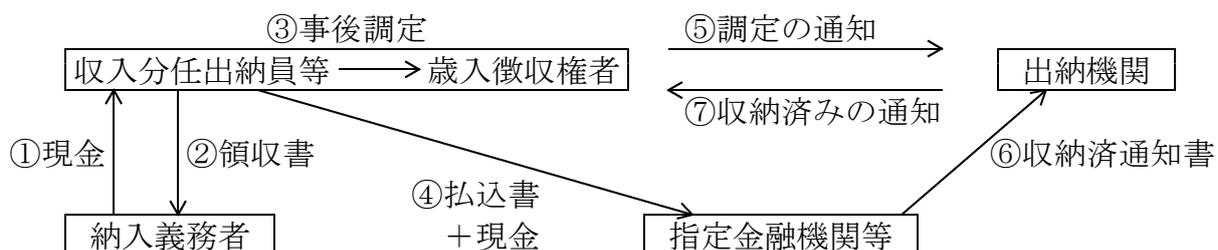
会計規則に基づく生産品の売払いに係る収入の手続については、次のとおりである。

【納入通知書による収納】



※歳入の調定…収入の原因、債務者、金額等を調査し、決定すること。

【現金による直接収納】



(イ) 収入の手続

納入通知書による収納について、経営研究課の模擬会社や農協、産直市、道の駅などとの取引では、一定期間の売払いに係る販売報告書が提出された後、事前調定し、納入通知書を納入義務者に送付し、その後県の口座へ入金されている。

一方、県立学校においては、一般消費者や一部の民間事業者に売り払う場合において、消費組合を介して取引し、消費組合から受領した売払代金を収入分任出納員等に引き渡し、事後調定の手続により県に収納している。

しかし、生産担当者から会計担当者の連携が十分でなかったことにより、調定手続が速やかに行われず翌年度の歳入となった機関が認められた。

さらに、他の機関では、取引を申し込んだ際、取引先が定めた会計ルールに従うことを求められたとの理由で、事務長等名義の口座に振込を受け、その後調定を行い県の口座に入金し直す会計処理が行われていたが、調定の手続が遅延していた。

(ウ) 適切な会計処理を行うための工夫

監査対象機関のうち、現金による直接収納を行っているのは、県立学校の5機関であり、売払時の現金の受領は、収入分任出納員又は現金取扱員によって行われている。

会計規則では、収納事務を行うことができる者が制限されているとともに、歳入を直接収納したときは、領収書を発行することが定められているが、学校祭やイベントのように、現金の受渡しが頻繁に行われる場合において、規則様式の領収書を売払いの都度発行することや収入分任出納員等が現金を取り扱うことなど、会計規則に基づいた事務処理が困難な場合に、消費組合を通して売払を行うことにより事務手続の適正化、効率化が図られている。

販売実習を行っている県立学校では、適切な会計処理を行うため、マニュアルの作成、レジスターの使用、複数人での数量及び現金の管理並びに確認を行うとともに生徒が現金を扱う場合は、事前指導の徹底と教員が常に観察するなどし、事故の防止と適切な会計処理を行う工夫がなされている。

(エ) 領収書の交付

歳入を直接収納した場合は、会計規則第17条第1項により、規則様式の領収書を交付しなければならないとされている。

現金を扱う県立学校5機関では、収入分任出納員等が現金を受領した際、会計規則に定める領収書が使用されていた。

消費組合を活用する場合においては、レジスターを使用し購入者にはレシートを交付している機関、独自の領収書様式を作成し交付している機関がある。

(オ) 夜間、休日の現金の保管

現金の取扱いがある県立学校5機関における夜間、休日の現金の取扱状況は、「表22」のとおりであり、夜間、休日に現金の取扱いがある機関は、4機関(80.0%)であった。

会計規則第18条第1項では、直接収納した歳入を即日指定金融機関等へ払い込むことを定めているが、その例外規定も設けられており、その場合は、現金整理簿への必要事項の記録が必要となる。

夜間、休日に現金の取扱いがある4機関では、土・日曜日、祝日に催される行事や指定金融機関等の営業時間外において、生産品を売払い現金を得ているが、当該現金は金庫内で保管するとともに現金整理簿にその旨を記録し、翌業務日に指定金融機関等に払込みがなされている。

表22 夜間、休日の現金の保管（現金で收受する場合）

項目	機関数	割合
夜間、休日に現金の取扱いがある	4	80.0%
夜間、休日に現金を取り扱うことはない	1	20.0%
計	5	100.0%

キ 事業効果を高める手法

(ア) 販売促進・PR方法

販売促進及びPRの方法は、「表23」のとおりである。

試験研究機関など生産品を売り払う対象者が限定される機関では、広くPR活動を行うことは適さないが、一方、実習授業等で生産した生産品を消費者に売り払っている学校や中央テクノスクールなどでは、学校行事や地域イベントで一般消費者への売払いが行われることがあり、生産品の販売促進やPR活動が有効である。

その方法は、ホームページや案内板等を活用している機関が7機関と最も多く、そのほか地域の広報誌の活用、チラシの配布、新聞記事への掲載、テレビ出演、生徒の口コミ、SNSの活用など多岐にわたる。

一方、監査対象機関においては、生産品の売払結果を整理し、どの生産品が好評であるか、売れ行きが不調であるものについては、売払価格の設定が適切であったかなどの事後検証が行われている。

さらに、購入者や関係者を対象にアンケート調査を実施したり、意見聴取することで、販売結果の分析が行われ、次期の生産計画の策定や生徒の教育、試験研究に活用されている。

表 2 3 販売促進・PR方法 (複数回答)

項目	機関数
ホームページ, 案内板を活用している	7
広報誌, 回覧板を活用している	2
フェイスブック, ツイッターなどのSNSを活用している	1
その他	3
チラシの配布, 報道機関等を活用	(2)
町役場の町内一斉放送によるアナウンスを活用	(1)

(イ) 事業効果

監査対象機関に対し、生製品の売払いに係る事業効果について回答を求めたところ、次のとおりであった。

- ・ 種子, 種苗を安定供給することで, 産業の振興が図られた。
- ・ 生徒の製作意欲及び就職意欲の向上, 製品の品質向上につながった。
- ・ 販売額, 販売個数等を計量化することを通じて, 生徒が生産計画から販売戦略にわたる問題点を考える機会を得ており, 経営感覚の育成につながった。
- ・ 6次産業化の推進が図られた。
- ・ 地域との交流が盛んに行われることで, 生徒のコミュニケーション能力が向上するとともに地域への理解が深まった。
- ・ 実習意欲が向上した。

(ウ) 事業効果を高める工夫

事業効果を高めるための工夫について監査対象機関に調査を行った結果は、次のとおりであった。

- ・ ワカメ配偶体の売払時に, 種苗生産に関する技術を併せて普及していた。
- ・ 生製品や学校の活動内容についての認知度を高めるため, ホームページや報道機関を活用し広報を行った。
- ・ 規格外で商品として売ることができない農産物を商品化することにより, 廃棄を減らした。

(エ) 売払業務上の課題

県立学校では、売払業務について次のような課題を抱えている。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、対面販売はリスクが大きいため、販売形態を検討しなければならない。
- ・ 近隣農家との競合や教育上の目的から栽培品目が限定される。

(オ) 今後の事業展開

各機関で生産する生産品目は、年度ごとに大きな変化はないが、今後の展開として、「表 2 4」のとおり、生産品目の拡大を計画している。

表 2 4 今後の事業展開

監査対象機関	今後展開を計画している生産品
スマート林業課	・ 新系統の種子
城西高等学校 (本校・神山校)	・ 規格外の野菜を使用したレトルトカレー ・ 試験栽培をしている神山小麦，神山そばを使用した商品
那賀高等学校	・ 木製玩具の商品
池田高等学校 (三好校)	・ 農場で生産した果樹及び野菜を原材料とした 6 次産業化商品

(2) 県立学校生徒による商品開発，販売について

ア 商品開発，販売等

県立学校生徒による商品開発，販売について調査を行った結果は、次のとおりであった。

- 企業等とコラボレーションを行うことにより商品開発，販売を行っている機関が 5 機関
(城西高等学校 (本校)，徳島商業高等学校，小松島西高等学校 (勝浦校)，那賀高等学校，池田高等学校 (三好校))
- 模擬会社を設立し，商品開発，販売を行っている機関が 1 機関
(徳島商業高等学校)
- その他，教育の一環で生徒による商品開発，販売を行っている機関が 5 機関
(城西高等学校 (本校)，吉野川高等学校，つるぎ高等学校，池田高等学校 (三好校・辻校)，阿南支援学校)

監査対象機関とした県立学校における、生徒による商品開発、販売の状況については、「表25」とおりである。

表25 県立学校生徒による商品開発、販売の状況

区分	監査対象機関	事業・活動名
企業等とのコラボレーション	城西高等学校（本校）	①上勝小学校との連携事業
	徳島商業高等学校	②徳商デパート
	小松島西高等学校（勝浦校）	③6次産業化実践教育ステップアップ事業
	那賀高等学校	④木材加工品の商品開発
	池田高等学校（三好校）	⑤純米吟醸酒の商品開発 ⑥イチゴワイン、イチゴスカッシュの商品開発
模擬会社	徳島商業高等学校	⑦ビジネス研究部校内模擬会社COMCOM
その他	城西高等学校（本校）	⑧6次産業化実践教育ステップアップ事業
	吉野川高等学校	⑨鴨島駅前にぎわいづくり，アグリ吉野川，収穫祭での販売及び各種イベントへの参加
	つるぎ高等学校	⑩Go!Go!エシカルわくわく徳島プロジェクト事業
	つるぎ高等学校・池田高等学校（三好校・辻校）	⑪6次産業化実践教育ステップアップ事業
	阿南支援学校	⑫作業学習

各機関における商品開発、販売に関する事業・活動の実施概要や目的、主な成果については、「表26」から「表28」とおりである。

表26 企業等とのコラボレーションによる商品開発、販売

監査対象機関	開始時期	実施概要、目的等	令和元年度における成果
1 城西高等学校（本校）	平成29年度	①<上勝小学校との連携事業> ・地域起こし協力隊員からの依頼を受け、小学校児童とともに、葉っぱビジネスで有名な上勝町の規格外葉わさびを使用した商品の開発を行った。	・小学校児童に指導する過程において、説明の仕方や製造方法の効率性を考えることで生徒の自主性を養う機会を得た。
2 徳島商業高等学校	平成17年度	②<徳商デパート> ・地域の活性化、商品開発の体験を目的とし、17チーム（1チーム10名）と企業9社が連携し、や	・企画からプレゼンテーション、商品開発、販売実習、会計報告の一連の活動を学ぶことができた。

		し砂糖アイスやジョージア風チーズパンなどの商品開発，販売を行った。	・年2回のイベントで合計8千人以上の方に活動をPRした。
3 小松島西 高等学校 (勝浦校)	平成 27年 度	③<6次産業化実践教育ステップアップ事業> ・県南の「ゆこう」を使った商品を企業と連携して開発することで，地域の活性化や商品等の知名度の向上を目指した。	・ゆこうどら焼きの商品開発とゆこうマーマレードの品質向上に取り組み，マルシェ等での販売によりゆこうをPRした。
4 那賀高等 学校	平成 29年 度	④<木材加工品の商品開発> ・那賀町の豊富な森林資源を活用し，企業との連携により商品開発を行い，ものづくりの意義や実践方法，6次産業化学習の深化を図る。	・木頭スギのオリジナルスマホスタンド，MDF（中密度繊維板）製徳島県地図パズルの商品化に成功し，販売を開始した。
5 池田高等 学校 (三好校)	平成 20年 度	⑤<純米吟醸酒の商品開発> ・地域担い手育成事業をきっかけとして酒造会社が集中している三好市の活性化を目的として，企業との連携により純米吟醸酒の協働製造を開始した。	・商品を一升瓶で約千本発売。 ・酒造会社の蔵に入り，製造作業に取り組んだ。 ・生徒による当校オリジナルデザインの商品ラベルを制作して販売した。
	平成 30年 度	⑥<イチゴワイン，イチゴスカッシュ等の商品開発> ・地域活性化及び地域貢献を目的として，三好地区の特産農産物である夏秋イチゴの栽培技術向上のための研究・PR活動を行うとともに企業との連携により商品開発を行った。	・イチゴワインを醸造販売することで，原材料である夏秋イチゴの知名度の向上と，生産者，製造業者及び販売業者に一定の利益をもたらした。 ・三好市及び東みよし町のふるさと納税返礼品に採用され，自治体への納税額の増加に貢献した。
監査対象機関計 5機関（事業・活動数6）			

表27 模擬会社による商品開発，販売

監査対象機関	開始年度	実施概要，目的等	令和元年度における成果
1 徳島商業高等学校	平成 23年 度	①<ビジネス研究部校内模擬会社COMCOM> ・商業科部活動の1つであるビジネス研究部内に作った模擬会社。1年生から3年生までの約30名が所属して活動している。人と人をつなげて，新たなビジネスを作りたい，そして徳島を元気にしたい，徳島の商業活動を全国に広めていきたいという思いで発足	・模擬会社の活動により，全国高等学校生徒商業研究発表大会において優秀賞を獲得したほか，G20消費者政策国際会合における生徒の英語プレゼンテーションの披露，エシカル甲子園2019における内閣府特命担当大臣賞受賞など大きな成果をあげた。 ・販売実習として，東京・代々

	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、「時を守り・場を清め・礼を正す」という社訓のもと、地域の活性化・グローバル化を目指している。 ・徳島という地域から世界へ商業活動をグローバルに展開し、地域の復興や発展に寄与するため活動している。 <p>※グローバル…国境を越えた地球規模の視野と、草の根の地域の視点で、様々な問題を捉えていこうとする考え方。</p>	<p>木公園で行われたカンボジアフェスティバルのほか15回実施している。</p>
<p>監査対象機関計 1 機関（事業・活動数 1）</p>		

表 28 その他、生徒による商品開発，販売

監査対象機関	開始年度	実施概要，目的等	令和元年度における成果
1 城西高等学校 (本校)	平成28年度	<p>①<6次産業化実践教育ステップアップ事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度「農工商連携6次産業化プロデュース事業」における実証成果をもとに、継続した関係校との連携活動により6次産業化に対応した教育の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タデアイの乾草葉作りや藍染めの体験を通して、藍を身近に感じることができた。 ・前年度までの食藍洋菓子（マドレーヌ，フィナンシェ，クッキー）の品質向上を図った。 ・4種類の藍染めあんどんを製作し，成果発表会等で好評を得た。
2 吉野川高等学校	平成24年度	<p>②<鴨島駅前にぎわいづくり，アグリ吉野川，収穫祭での販売及び各種イベントへの参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒自らが，栽培し収穫した農産物を地域住民へ販売することで，安心安全な商品であるという責任感を持たせる。 ・規格外となる農産物を活用した商品開発により，フードロス削減につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒自らが販売することにより，消費者からの要望や意見を直接聞くことができ，今後の取組と課題発見の参考となった。 ・農業経営のあり方や収穫した農産物を無駄にしないための工夫について考える機会を得た。 ・地域住民に，学校の取組や活動をPRした。
3 つるぎ高等学校	平成29年度	<p>③<Go!Go!エシカルわくわく徳島プロジェクト事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費を研究・実践する組織としてエシカルクラブを結成し，その成果を校外に広く発信することで，エシカル消費の啓発及び普及を図る。 ・持続可能な社会に向けて，主体的に行動することができる適切な消費者力の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物「みまから唐辛子」を使った「揚げパン」の商品開発を行った。 ・「消費者まつり」，「みのだっこタウン」，「文化祭」，「高校生産業教育展」で販売・広報活動を行った。

4 つるぎ 高等学校・池 田高等 学校 (三好 校・辻 校)	平成 28年 度	④<6次産業化実践教育ステップアップ事業> ・生産・加工・販売を一体化した6次産業化商品のプロデュースのため、関係校が連携し「未利用資源を利用したアロマオイルの抽出と商品開発」に取り組んだ。 ・規格外農産物や廃棄される天然材料を利用し、精油の抽出からその活用を考え、それぞれの専門分野を活かした協働による実践的取組を行った。	・各校が連携し、それぞれの専門分野の学習を活かした協働による商品開発ができた。 ・廃棄される農産物の有効活用と、安全安心な製品作りには欠かすことのできない知識やエンカルについて考える機会を得た。 ・ハッサクの摘果果樹及び杉の葉から精油を抽出し「防災時のストレスケアに活かすアロマテラピー」をテーマとしたアロマスプレーの商品開発を行った。
5 阿南支 援学校	不明	⑤<作業学習> ・高等部普通科作業学習(園芸, 陶芸, 手工芸)及び産業工芸科木材加工として位置づけている。 ・作業学習の授業で生産した花の苗や木材加工品などを企業に提供している。 ・花の苗については、授業の一環として植栽活動も合わせて行っている。	・企業に商品を提供することで、完成度の高い商品作りや丁寧な商品管理の意識向上につながり、生徒の勤労意欲の高まりが見られる。 ・企業に出向き、企業や地域の方と協働で植栽活動を行うことにより、働く上での知識、技能及び態度を育成した。
監査対象機関計 5機関 (事業・活動数5)			

イ 県費の費用負担

「表25」に記載の12の事業・活動について、県費の費用負担の状況は、「表29」のとおりである。

商品開発、販売の活動を実施するに当たり、県費の費用負担がある機関では、農産物の生産及び商品開発に要する原材料や消耗品等を購入するために必要な費用を、県費により負担していた。

また、商品開発のために講師から指導を受けた機関では、講師招へいに伴う費用を県費で負担していた。

県費の費用負担がない機関については、「企業の協力を得て製造の実習を行っており費用は発生していない」、「学習費として生徒の各家庭から集金している」などが、その理由であった。

表 2 9 県費の費用負担

項 目	事業・活動数			
	企業等とのコラ ボレーション	模擬会社	その他	計
県費の費用負担がある (「生產品」を作るための原材料費を含む)	3	0	5	8
県費の費用負担がない	3	1	0	4
計	6	1	5	12

ウ 会計処理

現金の取扱いについては、「表 3 0」のとおりである。

生徒による商品開発や販売を行っている 8 機関・12 の教育活動（「表 2 5」に記載の 12 の事業・活動）のうち、4 活動は現金を取り扱っておらず、「商品開発のみを行っており販売に至っていない」、「商品は企業等に帰属するため、学校側で売払いを行っていない」などがその理由であった。

表 3 0 現金の取扱い

項 目	事業・活動数			
	企業等とのコラボレーション	模擬会社	その他	計
現金の取扱いがある	3	1	4	8
現金の取扱いはない	3	0	1	4
計	6	1	5	12

(注) 現金の取扱いのある 8 つの「事業・活動」のうち、「機関」については 7 機関である。

現金の取扱いがある 7 機関の現金を取り扱う者については、「表 3 1」のとおりであり、教職員及び生徒が現金を扱っている機関が 4 機関、教職員のみが扱う機関が 3 機関であり、生徒のみが現金を扱っている機関はなかった。

現金を取り扱う上で事故を防止し適切に会計処理を行うため、レジスターの使用、複数の職員によるダブルチェック等が行われるとともに、生徒が現金を扱う際は、教員が生徒のそばで確認・監督を行っていた。

表 3 1 現金を取り扱う者

項 目	機関数	割 合
教職員及び生徒	4	57.1%
教職員のみ	3	42.9%
計	7	100.0%

エ 売払い代金の取扱い

現金の取扱いがある7機関の状況については、「表32」のとおりであり、代金を県の収入に計上しているのは4機関である。

県の収入に計上していない3機関の状況は、次のとおりである。

- ・ 徳島商業高等学校では、生徒の各家庭から集めた資金を使って徳商デパートが運営されている。
- ・ つるぎ高等学校では、学校生徒が考案したレシピを基に協力企業が製造した商品を、学校側が学校祭やイベントで販売しているが、商品及び売払代金は企業に帰属するため、県の収入に計上していない。
- ・ 阿南支援学校では、授業において花の苗や野菜を生産し、それらを企業や教職員等に売払いを行っている。当該売払代金は、校長名義の口座に入金され、次年度の生産に必要な資材等の購入費用に充てており、県の収入及び支出に計上していなかった。

表 3 2 売上を県の収入に計上

項 目	機関数	割 合
計上している	4	57.1%
計上していない	3	42.9%
計	7	100.0%

オ 事業効果を高める工夫

事業効果を高めるための工夫について監査対象機関に調査を行った結果は、次のとおりであった。

- ・ 事業を広く地域住民に認知してもらうために、発表会の開催や、校外での活動に取り組んだ。
- ・ 全体の企画・運営から商品開発まで生徒が中心となって運営するよう工夫した。
- ・ 高校生ならではの独創的なアイデアを地元企業にプロデュースし、地域貢献につながる6次産業化商品の開発を進めた。

- ・ 消費者行政関係機関や地元企業等との連携による「地産地消やエシカル消費を理解するための出前事業」を行い、商品開発に向けて行動する力を育成した。

カ 今後の取組

監査対象機関において計画している新たな取組について、主なものは次のとおりである。

- ・ オンライン徳商デパートを企画。
- ・ 食藍加工製品の製品化を図るとともに、木加工品への藍染めの可能性を検証。
- ・ 地域の特産物を使用したエシカル商品の開発。
- ・ 道の駅や観光施設で地産地消メニューの販売及び広報。
- ・ 新商品の開発、映像制作等による魅力発信。

2 監査の意見等

今回の監査は、「生產品の売払業務に関する事務」について、「売払代金の取扱いは適正か」、「生產品の管理は適切か」、「事務処理及び売払形態は適切かつ効率的か」、「売払価格の設定は適切か」及び「事業効果を高める工夫はなされているか」の観点により実施した。

生產品の売払業務は、11機関で実施されており、事務手続はおおむね適切に処理されていることが認められた。また、県立学校生徒による商品開発、販売の活動についても各校の特色を生かした魅力あふれる取組が実践され、現金の取扱いもおおむね適正に行われていた。

しかし、一部の機関の事務処理や売払代金の取扱いにおいて、改善を要する事項が認められた。

各機関においては、今回の監査の結果を踏まえ、より適切な生產品の売払業務の執行に努められたい。

(1) 売払代金の取扱いについて

生產品の売払代金は、納入通知書による収納又は現金による直接収納により行われていた。また、夜間、休日に現金を取り扱う機関では、現金整理簿への必要事項の記録や適時の払込手続がなされ、売払代金の取扱いはおおむね適切に行われていた。

ア 収入手続

通常、取引先から提出された販売報告書や生產品担当者等から提出された生產品処分書に基づき、収入の手続が行われる。

しかし、担当者間の連携が十分でなかったため、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となった機関があった。

[改善を要する事項]

収入の原因が発生した際は、直ちに調定しなければならない。また、現金により直接収納した場合は、収入分任出納員等からの報告に基づいて速やかに調定しなければならないにもかかわらず、調定の手続が遅れ、翌年度の調定・収入となっているものがある。

今後、生産担当者と会計担当者の連携を強化するとともに、事務処理方法をルール化するなどにより適正な事務処理を確保する必要がある。

(経営研究課，那賀高等学校)

イ 収納事務の適時執行

生產品の売払代金について、取引先から納入通知書により県の口座に入金が行われているが、売払代金を一旦、事務長等名義の口座に振込を受け、その後県の口座へ入金し直す処理を行っている機関もあった。

これは、取引先のルールに従う必要からやむを得ないものであるが、公金保全の観点から、納入通知書や払込書等による適時収納という会計規則に定める収納方法がとれないか引き続き検討されたい。

ウ 消費組合の運用

県立学校では消費組合が設置され、学校祭やイベントのように現金の受渡しが頻繁に行われる場合において、領収書を売払いの都度発行することや収入分任出納員等が現金を取り扱うことなど、会計規則に基づいた事務処理が困難な場合に、消費組合を通して売払いが行われており、事務手続の効率化が図られている。

しかし、消費組合の規約には、収入分任出納員等への現金の引渡しの時期や事務手続のチェック体制などが明記がされておらず、各学校ごとに消費組合の事務の運用が異なっている。

については、消費組合の事務の取扱いや現金、生產品の管理、事務手続に係るチェック体制などについて消費組合の規約に明記するなど、主管課と十分に協議を行い、より一層の事務手続の明確化等に努められたい。

(2) 生產品の管理状況について

生產品の管理業務の執行に当たっては、各機関において、「会計規則」、「会計事務の手引き」等に基づき、生產品報告書、生產品処分書、物品出納簿、原材料品類

受払簿等がおおむね適切に整備されていた。

生産品の保管管理については、冷蔵庫や倉庫、実習室などそれぞれ適した場所に保管され、機械警備や施錠がなされた場所での管理が徹底されており、品質を保つ工夫が施され、紛失、盗難などの対策が講じられている。

生産品は県費をもとに生産され、その対価として収入を得ているものであることから、今後とも引き続き、適切な管理に努められたい。

(3) 事務処理及び売払形態について

事務処理手続については、生産品の種類や地域の実情に応じておおむね適切に処理されていた。

売払形態は農協や産直市、民間事業者などへの売払い、学校祭やイベント、校内販売での一般消費者への売払いなど多岐にわたるため、事務処理は繁雑になる。

今後とも、「会計規則」、「会計事務の手引き」等に基づき適正な事務執行に努められたい。

(4) 売払価格の設定について

売払価格については、市況を参考に算定しているもの、原材料や人件費等の費用を基に算定されているものなどがあつた。また、農産物を扱う機関では、近隣農家の販売に影響を及ぼさないよう適切に配慮がなされていた。

各機関においては、引き続き、価格の算定根拠を明確にし適切な価格設定を行い、市況が大きく変動する場合は、適宜単価の見直しを行われたい。

(5) 事業効果を高める工夫について

売り払う対象者が限定される場合を除き、各機関において事業効果を高めるために様々な工夫が行われていた。特に県立学校では、各校とも教育目的に沿った、特色のある取組を実践しているものと見受けられた。

また、規格外の野菜や果樹などの農産物を活用した新たな商品の開発により、エシカル消費の普及推進が図られている。

売払収入を増やすことが本来の目的ではないものの、実習授業を行う機関では、収入が増えることにより生徒の意欲向上や経営感覚の育成につながることを期待される。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や規模の縮小を余儀なくされ、売払形態や売払方法を見直す必要もでてきている。

今後とも、他の機関の取組を参考にするなど創意工夫を重ねるとともに、社会や消費者のニーズを意識しつつ事業に取り組まれたい。

(6) 県立学校生徒による商品開発、販売活動における会計処理について

県立学校では、企業や他校との連携により、各学校の強みを生かし、商品開発や販売が行われている。現金の取扱いにおいては、生徒が売払代金を扱う際に、レジスターを使用したり、複数の職員で現金の確認を行うことにより適切に管理されていた。

なお、生徒の各家庭からの費用負担により事業・活動が行われている場合や商品が企業等に帰属する場合などを除き、授業カリキュラムに基づいて生産しているものについては、売払代金は県の収入とするとともに、活動に必要な物品等の購入費用は県費から支出すべきである。

[改善を要する事項]

授業（作業学習）で生産した花の苗や野菜などを企業等に売り払っているにもかかわらず、県の収入に計上していない。今後、関係機関と協議し、歳入歳出予算の計上を行い、売払代金については生産品売払収入に計上するとともに、活動に必要な物品等の購入費用については県費から支出し、適切な会計処理を行う必要がある。

(阿南支援学校)

3 まとめ

生産品の売払業務に関する事務については、「会計規則」、「会計事務の手引き」、「要領」等に基づき、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正に行われていることが認められた。

生徒による商品開発、販売についても、生徒が主体となって活動する環境が整えられ、事業効果を高める工夫がなされている。

売払代金の適切な取扱いや3E（経済性・効率性・有効性）の観点を踏まえた業務改善など、関係機関とも連携していくことにより、なお一層、事務の適正性、効率的な運営の確保に努められたい。

また、生産品の売払業務及び生徒による商品開発、販売活動は、産業・人材の育成、特産品の魅力発信による地域の活性化、生徒の意欲やビジネスセンスの向上など多面的な効果をもたらすことが期待されるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした活動にも様々な制約が生じ、対応が求められている。

今後とも事業目的を達成するため創意工夫を重ねるとともに、引き続き適正な事務が行われることを望むものである。

徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員	近藤光男
同	岡崎悦夫
同	大寺健司
同	大塚明廣
同	北島一人

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

別表に記載の42機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和元年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 特殊勤務手当の支給に関するもの

<阿南光高等学校>

特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

<国府支援学校>

特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 物品の管理に関するもの

<脇町高等学校>

前年度の監査時に引き続き、棄却した物品で物品出納簿に記載されたままとなっている事例がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
池田高等学校	令和3年 1月 7日
池田支援学校	〃
城ノ内高等学校	令和3年 1月13日
城ノ内中等教育学校	〃
徳島北高等学校	〃
脇町高等学校	令和3年 1月14日
穴吹高等学校	〃
城西高等学校	令和3年 1月15日
名西高等学校	〃
海部高等学校	令和3年 1月19日
総合教育センター	令和3年 1月20日
板野高等学校	〃
那賀高等学校	令和3年 1月21日
城南高等学校	令和3年 1月22日
ひのみね支援学校	〃
富岡西高等学校	令和3年 1月25日
小松島西高等学校	〃
徳島科学技術高等学校	令和3年 1月26日
徳島中央高等学校	〃
徳島視覚支援学校	令和3年 2月 1日
徳島聴覚支援学校	〃
国府支援学校	令和3年 2月 2日
動物愛護管理センター	〃
富岡東中学校	令和3年 3月 2日
川島中学校	〃
城東高等学校	〃
城北高等学校	〃
徳島商業高等学校	〃
小松島高等学校	〃
富岡東高等学校	〃
阿南光高等学校	〃
鳴門高等学校	〃
鳴門渦潮高等学校	〃
阿波高等学校	〃
吉野川高等学校	〃
川島高等学校	〃
阿波西高等学校	〃
つるぎ高等学校	〃
板野支援学校	〃
鴨島支援学校	〃
阿南支援学校	〃
みなと高等学園	〃

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から行政監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
 同 岡 崎 悦 夫
 同 大 寺 健 司
 同 大 塚 明 一
 同 北 島 一 廣 人

監査結果の公表年月日	令和2年3月6日	
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
1 防火対象物の定期点検の実施及び報告	<p>〈板野支援学校〉 一定規模の特定用途の防火対象物においては、定期点検を実施し、消防長等に報告する義務があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、防火対象物定期点検業務委託契約を、令和2年1月10日付けで締結し、定期点検を同年2月20日に実施した。定期点検結果報告書は、同年3月4日付けで、所轄消防署長に報告済みである。 令和2年度は、防火対象物定期点検業務委託契約を、令和2年4月1日付けで締結し、定期点検を令和3年2月18日に実施した。定期点検結果報告書は、同年3月3日付けで、所轄消防署長に報告済みである。 今後は、防火対象物定期点検業務の委託予定日前月に、学校の部長会で周知を行うとともに、該当月の行事予定に記入することで適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>
2 特定防火対象物の消防訓練	<p>〈徳島ビル〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、1回目の消火訓練及び避難訓練を令和元年6月24日に、2回目の消火訓練及び避難訓練を同年11月27日に実施した。 令和2年度は、管轄消防署と協議し、非特定防火対象物と認められ、令和2年4月に「消火訓練・避難訓練を1回実施」とする消防計画を再提出したことから、消火訓練及び避難訓練を同年10月27日に実施した。 なお、当ビルは、管理業務の受託者が、消防計画の作成や避難訓練を実施することとなっており、受託者から提出される月次報告書に、消防訓練等に関する項目を含む「保守管理状況」の様式を新たに追加し、法令等に基づく適正な管理業務が、遺漏なく行われるよう努めている。</p>
	<p>〈中央こども女性相談センター〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、1回目の消火訓練及び避難訓練を令和元年11月5日に、2回目の消火訓練及び避難訓練を令和2年3月9日に実施した。 令和2年度は、1回目の消火訓練及び避難訓練を令和2年11月11日に実施した。</p>

<p>保する必要がある。</p>	<p>日に、2回目の消火訓練及び避難訓練を令和3年2月15日に実施した。 今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、年間行事予定表へ記入するとともに、職員会議で職員への周知を行い、適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〈郷土文化会館〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、1回目の消火訓練及び避難誘導訓練を令和元年6月20日に、2回目の消火訓練及び避難誘導訓練を同年12月23日に実施した。 令和2年度は、消火訓練・避難誘導訓練を含めた総合訓練を令和2年6月30日に、消火訓練及び避難誘導訓練を同年12月23日に実施した。 なお、当会館は、指定管理者が、消防計画の作成や避難誘導訓練を実施することになっているため、指定管理者から提出される報告書に、消火訓練及び避難訓練に関する項目の実施状況(チェックリスト)の記載を徹底させ、法令等に基づく適正な管理業務が、遺漏なく行われるよう努めてまいりたい。</p>
<p>〈発達障がい者総合支援センターアイリス〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、池田支援学校美馬分校と合同で、1回目の防災及び避難訓練(消火訓練含む)を令和元年7月12日に、2回目の防災及び避難訓練(消火訓練含む)を令和2年1月15日に実施した。 令和2年度も、池田支援学校美馬分校と合同で、1回目の防災及び避難訓練(消火訓練含む)を令和2年7月10日に、2回目の防災及び避難訓練(消火訓練含む)を令和3年1月13日に実施した。 今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、行事予定表へ記入するとともに、職員会議で職員への周知を行い、適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〈物産観光交流プラザ〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、消火訓練及び避難訓練を令和元年6月11日及び同年12月9日に実施した。 令和2年度は、消火訓練及び避難訓練を令和2年6月22日及び同年12月9日に実施した。 今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、年間行事予定表へ記入するとともに、朝礼で職員への周知を行い、適正な訓練の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〈牟岐少年自然の家〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、消火訓練及び避難訓練を令和元年11月26日及び令和2年3月12日に実施した。 令和2年度は、1回目の消火訓練及び避難訓練を令和2年7月3日に実施した。2回目の消火訓練及び避難訓練は3月中旬に実施することとしている。 なお、当施設は指定管理者が、消防計画の作成や避難訓練を実施する</p>

	<p>ことになっているため、指定管理者から提出される報告書に、消火訓練及び避難訓練に関する項目の実施状況(チェックリスト)の記載を徹底させ、法令等に基づく適正な管理業務が、遺漏なく行われるよう努めてまいりたい。</p>
<p>〈国府支援学校〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、消火訓練を令和元年6月19日及び同年11月7日に実施し、避難訓練を令和元年9月10日及び令和2年1月22日に実施した。</p> <p>令和2年度は、避難訓練を令和2年6月17日に、消火訓練を同年11月5日に、消火訓練及び避難訓練を令和3年1月22日に実施した。</p> <p>今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、学校の年間行事予定表へ記入するとともに、年度当初の職員会議で職員への周知を行い、適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〈阿南支援学校ひわさ分校〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、土砂災害避難訓練を令和元年5月27日に、町内一斉総合訓練(消火訓練含む)を同年9月2日に、地震・津波避難訓練を同年11月5日に、火災避難訓練(消火訓練含む)を令和2年1月29日に実施した。</p> <p>令和2年度は、土砂災害避難訓練を令和2年6月12日に、町内一斉総合訓練(消火訓練含む)を同年9月1日に、地震・津波避難訓練を同年11月5日に、火災避難訓練(消火訓練含む)を令和3年1月19日に実施した。</p> <p>今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、学校の年間行事予定表へ記入するとともに、年度当初の職員会議で職員への周知を行い、適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>
<p>〈池田支援学校〉 特定防火対象物である施設においては、消火訓練及び避難訓練を2回以上実施する必要があるにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、法令を遵守し、適正な業務を確保する必要がある。</p>	<p>令和元年度は、火災を想定した避難訓練及び通報・消火訓練を令和元年5月22日に実施した。また、地震及び火災を想定した避難訓練及び通報・消火訓練を同年10月30日に実施した。</p> <p>令和2年度は、1回目の防災避難訓練(消火訓練含む)を令和2年6月18日、29日及び7月3日に実施した。また、2回目の防災避難訓練(消火訓練含む)を同年10月9日、26日、27日に実施した。</p> <p>今後は、消火訓練及び避難訓練の実施日を、学校の年間行事予定表へ記入するとともに、年度当初の職員会議で職員への周知を行い、適正な業務の実施に努めてまいりたい。</p>

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月9日

徳島県監査委員 近藤光男
同 岡悦夫
同 大寺健司
同 大塚明人
同 北島一廣

監査結果の公表年月日	令和2年11月13日			
監査の結果			講じた措置	
<p>(1) 収入で未収となっているもの</p>	<p><東部県税局〈徳島庁舎〉〈吉野川庁舎〉〈自動車税庁舎〉> 県税及び税外収入について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。</p>		<p>1 収入未済額の状況 令和元年度の「県税」の収入未済額は、423,016,714円であり、税目別では、市町村が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の66.1%、自動車税が11.6%と、この2税目で県税収入未済額全体の77.7%を占める状況であった。 [参考] 「個人県民税」の収入未済額 279,767,403円 (対前年度比 △114,466,009円) 「自動車税」の収入未済額 48,886,369円 (対前年度比 1,979,439円)</p> <p>2 講じた措置 滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組むこととしている。</p> <p>(1) 個人県民税の徴収対策 収入未済額の約7割を占める個人県民税の徴収対策として、平成29年度に創設した県と市町村の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」により、県と7市町（徳島市、小松島市、吉野川市、阿波市、藍住町、板野町及び上板町）それぞれと協定を締結し、特定の滞納整理業務を共同で実施している。 特に税収規模の大きい徳島市との相互併任においては、滞納者宅の捜索や自動車の差押えを重点的に行うなど厳しい姿勢で臨んでおり、その取組の一環として、昨年度に引き続き「第3回合同公売会</p>	
	<p>県税の収入未済額の状況</p>			
	令和元年度決算額	423,016,714円		
	平成30年度決算額	605,288,527円		
	増減額	△182,271,813円		
<p>税外収入の収入未済額の状況</p>				
令和元年度決算額	20,841,077円			
平成30年度決算額	35,409,180円			
増減額	△14,568,103円			

(徳島県・徳島市・藍住町)」を令和2年11月に開催し、捜索により差し押さえた物品を売却して未納の徴収金に充てた。

なお、平成30年度に設置した「徴収対策プロジェクトチーム」において検討した徴収強化策、「相互併任制度(市町村派遣)」と「地方税法第48条による県への徴取引継」の併用に、令和元年度から「特別徴収義務者の一斉指定(全市町村)」を加えたことにより更なる徴収強化を図った。

さらに、滞納を許さない気運を醸成し、新規滞納を抑制するため、11月から12月までを「県下一斉徴収強化月間」と設定し、納税広報、県と市町村との「共同催告」や「県への徴取引継予告」による納税推進、差押え等の滞納処分を、市町村と連携、集中して実施した。

(2) 個人県民税以外の税目の徴収対策

自動車税をはじめとするその他の税目については、電話催告や戸別訪問による納税指導のほか、定期的に「滞納分析会議」を実施して個別案件ごとに滞納整理方針を検討・決定し、納付意思を示さない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組むこととしている。

また、7月から9月までを「滞納繰越分整理強調月間」と設定し、滞納繰越分を集中的に処理するとともに、滞納件数が最も多く収入未済額も多額となる自動車税については、担当職員から毎月の処理状況の報告を求め、その進行管理に努めている。

3 今後の対応

これらの取組の結果、令和元年度決算額で423,016,714円であった県税の収入未済額のうち、昨年度同等の223,817,709円(うち不納欠損額45,407,083円)を縮減したものの、徳島市から過年度分の個人県民税調定額について220,804,734円の増額修正報告があったことなどから、令和3年1月31日現在で455,982,248円となり、32,965,534円増加した。

また、同決算額で20,841,077円であった税外収入の収入未済額が、令和3年1月31日現在で20,272,021円となり569,056円減少した。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予など納税緩和及び同感染症防止対策を講じつつ、納期内納付向上のための広報、早め早めの催告、適時適切な納税指導により自主納税体制の確立を図るとともに、厳正な滞納整理を実施することで、公正・公平な税務行政を実現し、県税収入の確保に努めたい。また、個人県民税については、市町村との連携を更に深め、徴収支援体制の一層の充実を図りたい。

<中央子ども女性相談センター>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

未納の当該負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、文書や電話による督促や戸別訪問による納付指導、滞納者及び入所時の保護者への制度趣旨の十分な説明、生活困窮者への分割納付等個々のケースに応じた

令和元年度決算額	15,495,082円
平成30年度決算額	16,305,282円
増 減 額	△810,200円

納付指導を行い、収入確保に努めた。また、償還指導を業務とする「家庭相談員」を置くとともに、令和3年1月に未収金対策会議を開催し、未収が続くおそれのある「現在入所中」の児童の保護者に重点を置きつつ、徴収困難ケースに対し、世帯状況の確認や弁護士との協議を行い、個別対応を行った。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で15,495,082円であった収入未済額が令和3年1月31日現在14,118,237円となり、1,376,845円減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活状況等の把握に努め、分割納付などの適切な償還指導や相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<医療政策課>

返納金（看護師等修学資金返還金）について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（看護師等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	3,482,000円
平成30年度決算額	2,642,000円
増 減 額	840,000円

返納金については、「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、個別の償還指導等を行い、債務者の生活や資力状況に応じた償還計画に基づく償還に取り組んでいるが、経済的な事情等から一部償還が滞っている者については、引き続き、債務者及び連帯保証人の実情把握に努めている。

令和2年度においては、8、9月を債権回収強化月間に設定し、集中的に文書や電話、自宅訪問による償還指導を行った。

その後も、継続して回収に取り組み、令和元年度決算額で3,482,000円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在3,280,000円となり、202,000円減少した。

今後とも、継続的に償還がなされるよう、自宅訪問による状況調査や督促を行うなど、一層の債権回収に努めるとともに、新規貸与に当たっては、返還免除の条件を満たさない場合の返還義務について、貸与者及び連帯保証人への周知徹底を行い、収入確保に努めたい。

また、現年度償還者が納期限を過ぎても入金しない場合には、速やかに文書や電話による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者との相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、新たな収入未済の発生防止に取り組みたい。

<長寿いきがい課>

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（介護福祉士等修学資金返還金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,038,600円
平成30年度決算額	1,126,200円
増 減 額	△87,600円

返納金については、債権管理業務の基本的処理方針を定めた「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、債務者及び連帯保証人の生活状況の把握に努めるとともに、債権回収強化月間を昨年度から前倒しして設定し、集中的に文書や電話、自宅訪問による償還指導を行い、滞納繰越額の縮減に努めた。

その結果、令和元年度決算額で1,038,600円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在、941,000円となり、97,600円減少し、3名の債務者のうち1名が完済となった。

今後においても、継続的に償還がなされるよう訪問による状況調査や督促、返還が滞る場合は、速やかに文書や電話等による納付指導を行うほか、資力等の問題がある場合には、債務者と相談の上、返還計画の見直しを行うなど、きめ細やかに対応し、一層の収入確保に努めたい。

<障がい者相談支援センター>

心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	6,721,530円
平成30年度決算額	7,857,040円
増減額	△1,135,510円

未納の掛金については、「徳島県心身障害者扶養共済制度未収金徴収マニュアル」及び「新・徳島県債権管理基本方針」に基づき、経済的な事情からやむを得ず未納の掛金が発生した債務者（障がい者の保護者）の状況把握に努めるとともに、債務者の経済状況等に応じた個別の対応により収入確保に努めた。

1 新たな収入未済の発生防止に向けた取組

- (1) 定期的な収納状況の確認の継続により通常と異なる納付の状況が見られた場合には、早期に連絡を取り状況把握を行い、加入者との良好な関係づくりに努めた。現年分掛金支払中の者には、定期納付を促すことで収入未済の発生防止に努めた。
- (2) 新規加入希望者には、「重要事項説明書」を用いて本制度の仕組み・支給要件・脱退時の取扱いなどを説明し、十分な理解が得られるよう努めた。
- (3) 住民基本台帳ネットワークシステムの独自利用による状況把握を行い、債権管理に努めるとともに、県内年金受給権者の生存確認を行い、死亡後の年金過払いを防止し、過払い金返納未済による未収金発生未然防止に努めた。

2 適切な債権管理による収入確保に向けた取組

- (1) 未収金ケース検討会（当センター・障がい福祉課）を令和2年6月17日に開催し、情報の共有及び方針決定を行った。「未収金徴収マニュアル」及び「掛金未納者の年金等取扱要領」に基づき、継続的・計画的に未収金徴収に努めた。
- (2) 督促文書は年金支給月に合わせて隔月で送付し、各債務者の近況に合わせた手書きの手紙を添えることにより、定期納付を促した。また、注意喚起のため黄色い封筒を用いて納付書を同封するなど、送付方法も工夫した。
- (3) 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、訪問による督促を控え、電話や手紙による督促を重点的に実施し、適切な債権管理に努めた。
- (4) 滞納期間や滞納額・生活状況等により掛金納付計画書の提出を求め、継続納付を促すとともに、直ぐに納入することが困難なものについては、ワンコインを含む少額納付を認めるなど、債権管理を行った。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で6,721,530円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在5,177,480円となり、1,544,050円減少した。

今後とも、引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努めたい。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

令和元年度決算額	153,270,711円
平成30年度決算額	158,473,829円
増減額	△5,203,118円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	154,320,076円
平成30年度決算額	156,863,777円
増減額	△2,543,701円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	17,247,120円
平成30年度決算額	17,628,662円
増減額	△381,542円

1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況

児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促や、戸別訪問(随時)による未収金回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行った。

また、市町村と連携し、定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することにより、返納金発生 of 未然防止と早期発見に努めた。

その結果、令和元年度決算額で4,040,780円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在3,952,760円となり、88,020円減少した。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、就労支援、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導等を行うことで、収入確保に努めるとともに、受給者に対し資格喪失や対象児童数の減等の届出を確実にを行うよう徹底することで、返納金発生 of 予防に努めたい。

2 生活保護返納金の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促(催告)状の送付や電話、訪問等により未収金の回収に努めるとともに、債権管理台帳に基づいた適切な債権管理を行うほか組織としての情報共有を図った。

さらに、債務者が低所得の状態にあることから、一度返納金が発生すると回収が困難になる状況を踏まえ、保護開始時から制度の趣旨及び適正な収入申告義務に係る説明を徹底し、「申告義務遵守の確認書」に署名押印を求めるほか、保護継続世帯に対しては、「申告義務のしおり」を活用し、定期的に収入申告義務に係る留意を求めることで、収入状況の適切な把握と返納金の発生防止に向けた取組を推進した。

その結果、令和元年度決算額で149,229,931円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在で143,386,919円となり、5,843,012円減少した。

なお、令和3年1月15日から3月15日を「未収金回収強化期間」とし、地区担当者が2名1組となって債務者宅への訪問による督促を実施しているところである。

今後とも、管内町村、民生委員等関係者と連携し、債務者の生活状況の把握に努めるとともに、継続的な督促による未収金の回収と新たな返納金の発生防止への取組を進めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、訪問や電話、文書による償還指導を行った。滞納のある者に対しては、7月に借受人に対する督促状及び催告状、9月に連帯保証人に対する督促状を送付し、滞納金額の通知や期日を指定した納入の督促を行った。償還開始後間もなく未納となった者には、速やかに連絡を取り、早期の収納に努め、新たな未収金が発生しないよう指導を強化した。8月に

は「貸付金償還指導強化週間」を設定し、夜間電話による督促を重点的に行い未収金の収納や債務者の状況把握に努めた。

一部の長期滞納者については、債権をサービサー（債権回収会社）に委託し、収納につながった。

未収金の発生予防対策として、貸付申請受付時に、担当者と母子・父子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や借受人・連帯保証人の責務等の説明を徹底するとともに、適正な償還を意識付けるよう指導を行った。

償還が開始される6か月前には借受人の連絡先や現状の確認を行い、1か月前には償還開始の通知を徹底するほか、口座振替による償還が確実となるよう引落口座を確認するなど、円滑な償還が開始されるよう努めた。

また、残高不足等により口座引落ができなかった者については、口座再振替制度の利用を積極的に勧めることで、より確実な収納を図った。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で154,320,076円であった収入未済額が令和3年1月31日現在で141,931,793円となり、12,388,283円減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で17,247,120円であった収入未済額が令和3年1月31日現在で15,640,518円となり、1,606,602円減少した。

今後とも、市町村と連携して適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るほか、債務者に対しては、個々の状況に応じ、母子・父子自立支援員による各種相談や就労による自立支援にも取り組むとともに、償還困難事例については、「ケース検討会議」を開催し対策を検討するなど、引き続き未収金の縮減に努めたい。

<企業支援課>

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,215,592,952円
平成30年度決算額	1,220,768,952円
増減額	△5,176,000円

当該貸付金については、「新・徳島県債権管理基本方針」、「徳島県中小企業高度化資金等債権管理マニュアル」に基づき、債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」）の状況を遅滞なく把握するとともに、償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。

また、こうした取組をより効果的に行うため、徳島県未収金対策委員会や関連部会、各都道府県との合同研修等を通じて、庁内他部局や他自治体との債権回収手法等の情報共有、担当職員の知識・スキルの向上に努めている。

さらに、長期償還中断先や、支払い能力があるにもかかわらず滞納している債務者等については、サービサー（債権回収会社）や弁護士といった専門家を最大限活用することで督促・回収を強化するとともに、法的措置を含めた積極的な債権回収を実施する等、適切な債権管理事務を行うことで、未収金の削減を進めてきたところである。

こうした取組の結果、令和元年度決算額で1,215,592,952円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在1,212,045,452円となり、3,547,500円減少した。

今後とも、債務者等の実情に応じた柔軟な対応を行い、破産手続きが終結した法人に対する債権等については必要に応じ不納欠損処分を行うなど、債権管理業務を効果的・効率的に遂行していき、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。

<労働雇用戦略課>

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（徳島勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	8,128,557円
平成30年度決算額	8,272,557円
増減額	△144,000円

当該貸付金は、債務者である協同組合が既に解散しており、連帯保証人の別組合が返済を行っている状況である。

この組合は、毎月12,000円の返済を確約していたが、平成29年9月返済分から、組合員の減少による財政悪化を理由に毎月10,000円の返済となっていた。

このため、平成30年7月に、確約どおりの月12,000円の弁済等を求める通知文を手交するとともに、機会あるごとに納付を催告した結果、平成30年11月分から、再び月12,000円の返済が行われているところである。

その結果、平成元年度決算額で8,128,557円あった収入未済額が、令和3年1月31日現在8,008,557円となり、120,000円減少した。

今後とも、返済額については引き続き交渉を行い、早期の完済に向けた取組を強化してまいりたい。

<農林水産政策課>

農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	14,075,216円
平成30年度決算額	14,205,216円
増減額	△130,000円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	4,842,402円
平成30年度決算額	4,967,402円
増減額	△125,000円

貸付金債権の保全と回収を図るため、徳島県未収金対策委員会における取組方針に基づき、職員間での回収状況の共有等による債権回収策の検討を行い、債務者等の営農状況や経済状況の実態を把握しながら、電話や面談等による督促を行った。

その結果、農業改良資金貸付金元金収入については、令和元年度決算額で14,075,216円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在13,975,216円となり、100,000円減少した。

また、林業改善資金貸付金元金収入については、令和元年度決算額で4,842,402円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在4,797,402円となり、45,000円減少した。経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。

今後とも、収入未済額については、債務者や連帯保証人への電話や面談等を行うとともに、未収金の削減を促進するため、償還計画の見直しを指導するなど、債務者に対して強力に支払請求を行い、一層の収入確保に努めたい。

また、返済状況を踏まえ、未収金が削減されない場合には、必要に応じ担保権の行使や法的措置を行うなど、未収金対策に万全の措置を講じてまいりたい。

<用地対策課>

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な

令和2年4月から令和3年1月までの間、債務者に対し、会社訪問や電話

債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	534,827,428円
平成30年度決算額	535,727,428円
増減額	△900,000円

<住宅課>

住宅使用料、雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和元年度決算額	256,179,878円
平成30年度決算額	244,602,021円
増減額	11,577,857円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	26,265,021円
平成30年度決算額	26,547,627円
増減額	△282,606円

敷金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	911,400円
平成30年度決算額	894,600円
増減額	16,800円

及び万代庁舎での面談等を通じて、未収金償還の督促・交渉を行った。
債務者の経営は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上が減少しており、厳しい状況にあるが、督促に努めた結果、令和元年度決算額で534,827,428円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在で534,327,428円となり、500,000円減少している。

債務者は、厳しい経営状況下においても、可能な限り償還できるよう努力するとの意思を示しており、今後とも、面談等を通じて、経済情勢及び債務者の経営状況を把握し、強力に督促・交渉を重ねるとともに、専門家の活用も図りながら、継続的な償還がなされるよう、粘り強く回収に努めたい。

1 講じた措置

(1) 文書による納付催告の実施

滞納初期段階での取組を強化するため、滞納1か月の者（計209名）、滞納2か月以上の者（計97名及び連帯保証人計18名）、そのほか随時、滞納者計185名及びその連帯保証人計4名に対し、文書による指導を実施した。

また、3か月以上の滞納者26名及びその連帯保証人43名に対して、文書による催告を行った。

さらに、6か月以上の滞納者とその連帯保証人を対象に、呼出納付指導（計11名）を実施した。

(2) 訪問納付指導の実施

家賃滞納の減少には滞納を早期のうちに解消しておくことが重要であるため、県職員・住宅供給公社・PFI管理センター職員による「訪問納付指導」を延べ759名に行い、滞納解消を促進した。

(3) 高額滞納者に対する指導

家賃を支払う意識の低い入居者や納付指導に従わない悪質な高額滞納者に対して、連帯保証人を含め、納付指導を実施している。

令和3年2月以降の新規入居者に対しては、原則として、滞納6か月で公営住宅法に基づく明渡請求を行い、それにも従わない場合、家賃の支払及び明渡しを求める提訴を行うこととしている。

既存の入居者に対しては、対応の強化に伴う急激な変化に配慮し、令和5年度までの経過措置期間を定めて、順次、明渡請求を行うこととしている。

(4) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産・服役・行方不明・不正入居等様々な状況があるため、訴訟提起の際に代理人を依頼している弁護士との連携を深め、困難事例発生時には、法律関係の指導助言のもとに、早めに適切な対応ができるような体制とした。

(5) 福祉関係機関との連携

滞納者の状況（収入、年齢、障がいの有無、家族構成など）を分析し、「支払が困難な滞納者」に対しては、個別の事情に応じて、社会福祉協議会の窓口を紹介したり、各種の支援制度や生活保護制度を案内している。

2 今後の対応

昨年度の包括外部監査において、県営住宅を退去後5年以上の者の滞納家賃等については「事実上回収不能な債権」とされ、「消滅時効期間の経過だけで不納欠損処理のための債権放棄に必要な要件とすることが合理的である」との指摘も踏まえ、消滅時効期間である5年に達した債権については放棄することとする議案を令和3年2月議会に提出しているところであり、今後も同様の方針で対応していく。

また、新たな滞納の発生を防止する観点から、令和3年2月に「徳島県営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱」を改正し、今後は、滞納が積みあがる前の早期の訪問督促や、特別な事情がある方を対象とした家賃減額などの取組を進めつつ、明渡請求を前提とした滞納防止の取組を強化することで、より確実性の高い滞納対策にしっかりと取り組んでいく。

住宅使用料の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	256,179,878円
令和3年1月31日現在の収入未済額	241,080,778円
収入済額	15,099,100円

雑入（家屋明渡等請求に伴う損害金、借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	26,265,021円
令和3年1月31日現在の収入未済額	26,265,021円
収入済額	0円

敷金収入の収入未済額の状況

令和元年度末の収入未済額	911,400円
令和3年1月31日現在の収入未済額	904,800円
収入済額	6,600円

<東部県土整備局（徳島庁舎）>

港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに

1 A社（令和元年度末未収金額4,025,740円）

に、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾施設使用料の収入未済額の状況

令和元年度決算額	5,861,590円
平成30年度決算額	4,865,880円
増減額	995,710円

当該未収金は、平成18年度から平成21年度までの野積場占用料が未収となっているものである。

同社は、現在休眠状態であり、県が差押さえている倉庫以外に財産はなく、未収金の回収が見込めない状況である。

平成26年1月に当該倉庫の公売を実施したが、落札者から公売代金の納付がなく、売却取消となった。このため、受領していた公売保証金から滞納処分費を控除し、残額を未収金に充当した結果、未収金額は、4,025,740円となっている。

平成30年3月に倉庫内部の動産を県が差し押さえ、同年12月に倉庫及び倉庫内の動産を一体として公売を実施したが、応札者がなく売却に至らなかった。不動産及び動産の差押えは、現在も継続中である。

なお、当該不動産等については、令和2年1,3,4月と3回、松茂町の町税滞納を引き継いだ徳島滞納整理機構が公売を実施したが、いずれも換価には至らなかった。このことから、同機構は、同年5月に参加差押を解除し、換価執行決定を取り消したところである。

県としてもこのことを踏まえ、換価が非常に難しいことから、不納欠損も視野に事務を進めてまいりたい。

2 B社（令和元年度末未収金額1,334,300円）

当該未収金は、平成30年11月分から平成31年1月分の上屋使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、11月分435,100円は、令和2年5月12日に、12月分449,600円は、同年5月29日に、1月分449,600円は、同年6月22日に納付され、全額納付済みとなった。

3 C社（令和元年度末未収金額501,550円）

当該未収金は、令和元年6月分から令和2年3月分の港湾施設使用料が納付期限までに納付されなかったものであるが、令和2年5月18日に全額納付されている。

以上のとおり、令和元年度決算額で5,861,590円であった収入未済額は、令和3年1月31日現在4,025,740円となり、1,835,850円減少した。

<教育委員会事務局グローバル・文化教育課>

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	124,728,720円
平成30年度決算額	129,793,660円
増減額	△5,064,940円

徳島県奨学金貸付金の未収金については、「徳島県奨学金貸付金返還促進取扱要綱」及び「奨学金貸付金返還指導マニュアル」に基づき、「未収金削減強化月間」を3か月間設定し、学校教育課の協力も得て立ち上げた「奨学金未収金対策チーム」を中心として、架電、文書等による積極的な返還指導及び督促を行うほか、サービサー（債権回収会社）に債権回収業務の一部を委託するなど、多角的かつ重層的な取組を行っている。

1 長期滞納者に対する重点的な督促

要綱等に基づき、12月に督促状の送付を行うとともに、指定期限を経過しても返還等を行わない者に対しては、積極的に電話督促等を行った。なお、2月には催告状を送付した。

また、対象者のうち、経済的な理由で一括返還が困難な者については、少額であっても持続的な返還を行うことができるよう、返還計画書等を提出させた上での分割返還を積極的に認めてきたが、分納承認者についてはおおむね計画どおりの返還が継続している状況である。

2 所在不明者の住所の把握

納付書、督促状等の送付書類が返戻になるなど、住所変更手続が行われていない場合は、従来実施していた奨学生等への架電及び住民票等の請求に加えて、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、速やかに現住所を把握し、早期の返戻書類の再送及び住所変更手続の依頼に努めた。

また、住所変更手続を複数回依頼したにもかかわらず、手続が行われないケースについては、職権により書類の送付先の変更を行った。

3 新規返還開始者に対する返還開始の案内及び早期の返還指導

未収金の発生を防ぐため、新規返還開始者に対し、文書に加え架電でも返還開始を案内し、対象となる者については返還猶予制度の説明を行った。

また、滞納が常態化することを防ぐため、初回返還が未納となった者に対しては、未納が判明した段階で速やかに架電等による督促及び返還指導を実施した。

4 個々の状況に応じたきめ細かな返還指導

悪質な滞納者を除き、奨学生等が滞納状態に陥るのは病気や失業等ある程度やむを得ない理由がある場合が多いことから、毅然とした態度は維持しつつも一方的な返還指導により返還意欲を削ぐことがないよう、奨学生等が抱える問題に耳を傾けつつ、返還猶予の制度や分割返還、返還每期額の減額が可能である旨等を丁寧に説明するなど、きめ細やかな返還指導に努めた。

5 サービスの活用

病気、失業等により返還が極めて困難な者に配慮した上で、令和2年5月から長期滞納者に対する債権回収業務のサービスへの委託を実施したが、これにより令和3年1月31日までに8,313,090円の未収金が回収された。

こうした取組の結果、令和元年度決算額で124,728,720円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在105,120,920円となり、19,607,800円減少した。

今後も引き続き、個々の状況を充分把握しながら、適宜効果的な取組を行うとともに、きめ細やかな返還指導により、収入未済額の縮減に努めたい。

<教育委員会事務局人権教育課>

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

当該貸付金の回収については、「新・徳島県債権管理基本方針」や「奨学金等貸付金債権管理マニュアル」に基づき、滞納者に対する督促状の送付や電話による納付指導を行ったほか、債務者との面談機会を増やすための相談窓口を開設時間の工夫等も図りながら、隣保館など県内延べ12箇所で開催し対応するとともに、庁内においても随時開設した。また、戸別訪問を行うなど、課員全員体制で歳入確保に努めている。

令和元年度決算額	293,251,844円
平成30年度決算額	296,886,586円
増 減 額	△3,634,742円

さらに、各債務者に対しては、返還状況を詳細に説明し、より具体的な返還指導を行うことで、収入確保に取り組んだ。

加えて、返還免除を含む奨学金返還制度について一層の理解が得られるよう、令和2年度においても、「奨学金返還のしおり」について、わかりやすい内容に工夫し、債務者に対して広く制度の周知を図ることで、新たな収入未済の発生防止に努めた。

その結果、令和元年度決算額で293,251,844円であった収入未済額が、令和3年1月31日現在287,363,333円となり、5,888,511円（うち不納欠損額335,886円）減少した。

今後とも、このような取組を継続する中で、債務者個々の生活の状況等を勘案しながら、分割納付など適切な償還方法の指導・相談を行うことにより一層の収入確保を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<中央病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額	165,235,183円
平成30年度決算額に係る令和元年5月末残額	126,780,000円
増 減 額	38,455,183円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期滞納者のうち、督促を行ってもなお支払に応じない者に対し、法的措置として「支払督促」を実施しており、令和3年1月31日現在597,110円を回収した。

さらに、平成29年度からは、回収が困難な未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金の収入促進に向けて取組を強化している。

その結果、令和3年1月31日現在4,965,435円を回収した。また、24時間会計の実施やクレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高めるとともに、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介することにより、未収金発生の防止に努めている。

これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額165,235,183円が、令和3年1月31日現在130,325,490円となり、34,909,693円減少した。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

<三好病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明すること等により早期回収に努めている。

長期未納者のうち督促を行っても支払に応じない者に対して、法的措置による「支払督促」の申し立てを行っており、令和3年1月31日現在164,633円を回収した。

令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	57,857,076円
平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	41,447,775円
増減額	16,409,301円

さらに、平成29年度から回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人に委託しており、未収金回収への取組を強化している。
その結果、令和3年1月31日現在2,966,375円を回収した。
また、患者支援センターにおいて、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。
これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額57,857,076円が、令和3年1月31日現在49,227,590円となり、8,629,486円減少した。
今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金の発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

<海部病院>

医業未収金（診療報酬等個人負担分）については、令和元年度決算において会計処理を変更したことに伴う増加分もあるが、引き続き、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

令和元年度決算額に係る 令和2年5月末残額	7,772,579円
平成30年度決算額に係る 令和元年5月末残額	6,115,872円
増減額	1,656,707円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づき、文書、電話による督促を行うとともに、未納者に対して分割納付や高額療養費制度等の活用について、丁寧に説明すること等により、早期回収に努めている。
さらに、平成29年度から、回収が困難である未収金の回収業務を弁護士法人へ委託しており、未収金の回収への取組を強化している。
その結果、令和3年1月31日現在478,548円を回収した。
また、医療ソーシャルワーカー等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度の紹介を行うとともに、クレジットカード決済や出産育児一時金等の直接支払制度の活用等により患者の利便性を高め、新たな未収金発生の防止に努めている。
これらの取組の結果、医業未収金（診療報酬等個人負担分）の令和元年度決算額に係る令和2年5月末残額7,772,579円が、令和3年1月31日現在5,856,723円となり、1,915,856円減少した。
今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金については、継続的な督促を実施する等、適切な債権管理に努めたい。

(2) 通勤手当の支給で適切でないもの

<中央病院>

休暇で月の全日にわたって通勤が無かった職員に、当該月の通勤手当を支給しているものがある。また、育児休業から復帰した職員に、復帰した月の通勤手当を支給していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

今回の事案は、特別休暇及び夏期休暇を取得したため、月の全日にわたって出勤実績がなかった職員に通勤手当を支給していたもの、及び、月の途中で育児休業から復帰した職員に対して、翌月から通勤手当を支給していたものである。
今回の指摘を受け、当該職員への通勤手当の支給・返納を直ちに行うとともに、改めて通勤手当の支給制度について、総務担当内で研修し、理解を深めた。
また、通勤手当の注意事項を執務室内の目立ったところに掲示し、常に職員が注意できるようにしており、総務課長が、人事給与システム入力データと休職者等のリストを突合し、入力誤りのないようにチェックの厳格化を行っている。

		<p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な通勤手当の支給事務の執行に努めてまいりたい。</p>
<p>(3) 契約事務で適切でないもの</p>	<p>＜スマート林業課＞ 委託契約において、契約書の標準様式の改正・周知を行っていなかったため、関係機関において、旧様式で契約を締結していたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、設計業務等委託契約書の「標準様式」において、「遅延利息の率」が変更されていたことに気付かず、当課の事業で使用する様式の改正・周知ができていなかったため、関係機関において、旧様式により契約していたものである。</p> <p>関係機関における指摘を受け、令和2年7月1日以降適用分について「徳島県営林事業請負(委託)契約書」の様式を規定する「徳島県営林請負事業(委託業務)実施要領」を改正し、関係機関に通知を行った。</p> <p>また、令和2年4月1日以降、既に契約したものについては、令和2年7月1日付変更契約において改正内容を適用済である。</p> <p>再発防止に向け、定期的に「農林土木工事文書ライブラリ」から最新の「標準様式」を確認し、「実施要領」の改正の必要性を検討するとともに、本課で契約を締結する際には、使用した様式のバージョン(改正日)を明示し、担当リーダー及び副課長(文書取扱責任者)が最新の様式であることを確認した上で、決裁を行うこととする。</p> <p>また、年度替わりの時期には、人事異動に加え、入札・契約に係る様々な制度や様式の改正が行われることから、年度当初の課内会議において、「実施要領」の改正について周知・徹底を図った上で、関係機関へ通知するとともに、本課からの連絡事項や様式などを掲載した「スマート林業課掲示板」に改正内容を掲載することにより、契約事務の適正化に努めてまいりたい。</p>
	<p>＜農林水産基盤整備局農山漁村振興課＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、委託契約にあたり、標準様式の改正に気付かず旧様式で案を作成し、決裁時においても十分なチェックがなされなかったため生じたものである。</p> <p>事案の確認後、課内で情報共有を図るとともに、改めて契約手続きに係る適正な事務処理について周知徹底を行った。</p> <p>また、再発防止として、契約書立案の際には、その都度、電子掲示板に掲載された最新様式を使用するとともに、様式の改正日を明示し、リーダー、副課長が電子掲示板と照合・確認のうえ決裁することで、組織的な確認の徹底を図った。</p> <p>加えて、年度替わりには、入札・契約に係る制度や様式等の改正が行われることから、年度当初にこれらの改正事項と契約書作成時における電子掲示板の確認を課員全員に周知徹底する。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。</p>
	<p>＜農林水産基盤整備局生産基盤課＞ 委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、委託契約にあたり、標準様式の改正に気付かず旧様式で案を作成し、決裁時においても十分なチェックがなされなかったため生じたものである。</p>

	<p>事案の確認後、課内で情報共有を図るとともに、改めて契約手続きに係る適正な事務処理について周知徹底を行った。</p> <p>また、再発防止として、契約書作成の際には、その都度、電子掲示板に掲載された最新様式を使用するとともに、様式の改正日を明示し、リーダー、副課長が電子掲示板と照合・確認のうえ決裁することで、組織的な確認の徹底を図った。</p> <p>加えて、年度替わりには、入札・契約に係る制度や様式等の改正が行われることから、年度当初にこれらの改正事項と契約書作成時における電子掲示板の確認を課員全員に周知徹底する。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、組織的な確認と適正な事務の執行に努めたい。</p>
<p><農林水産基盤整備局森林整備課></p> <p>委託契約において、契約書の標準様式の改正・周知を行っていなかったため、関係機関において、旧様式で契約を締結していたものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、平成31年4月1日に委託契約書の標準様式が変更されていたにもかかわらず、「徳島県森林整備委託業務契約約款」の「遅延利息の利率の表記変更」を失念していたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、「同約款」を令和2年7月1日以降適用分として改正し、各総合県民局等へ通知したところである。また、令和2年4月1日以降、既に契約したものについては、令和2年7月1日付け変更契約において改正内容を適用済である。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、森林整備担当において、標準様式の変更を常に確認するとともに、特に年度替わりの時期には、人事異動に加え、入札・契約に係る様々な制度や様式の改正が行われることから、年度当初の課内会議において、改正事項や「文書ライブラリ」の最新様式の適用等について周知・徹底を図った上で、各総合県民局等へ通知するなど、契約事務の適正化に努めてまいりたい。</p>
<p><東部農林水産局〈吉野川庁舎〉></p> <p>委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、契約書の作成にあたり、作成担当者が契約書の標準様式が改正されていることに気付かず、決裁時においても十分なチェックがなされていなかったため、生じたものである。</p> <p>委託契約においては、これまでも契約ごとに、添付すべき書類や様式の一覧を用意の上、各職員が点検し、確認に努めてきた。今回の事案を受け、契約関係チェックリストに「契約書の関係様式の確認」の項目を新たに追加するとともに、契約書作成の際には、作成担当者はその都度、最新様式をダウンロードし確認の上、使用することとした。</p> <p>また、決裁時においては、各職員はチェックリストに基づき、最新の様式と相違ないことを照合した上で決裁を行うことにより確認漏れを防止し、契約事務の適正化に努めたい。</p>
<p><東部県土整備局〈徳島庁舎〉></p> <p>委託契約において、業務内容に変更が生じているにもかかわらず、変更契約を行わず、業務の完了を承認し、支出していたものがある。また、委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。</p>	<p>1 変更契約を行わず、業務の完了承認をしていたもの</p> <p>今回の事案は、1年を通して行われる水質調査業務において、一部業務の取り止めを指示した後、設計変更の試算をしたところ別途追加した業務で相殺され減額とならないことから、変更契約を行わなかつ</p>

今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

たものである。

今回の指摘を受け、担当内で当該契約事務に係る問題点について情報共有を図るとともに、各段階における業務進捗の確認を再徹底することはもちろん、監督員等担当内での連携を密にし、適時適切な設計変更・変更契約の実施について徹底することを確認した。

今後とも、契約事務の適正化について、定期的に職員への確認及び周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めたい。

2 旧様式で契約を締結しているもの

今回の事案は、公共施設維持管理業務(除草・剪定等)委託契約(請負型)において、契約書の様式の確認が十分でなく旧様式で契約を締結していたものである。

様式の改正については、関係本課からの通知によりその都度関係担当には周知しているところであるが、今回のような見落としがある可能性を十分認識し、今後も改正情報の徹底を図るとともに、同様のミスがないよう事務処理を行ってまいりたい。

なお、令和2年7月30日及び11月30日開催の庁内会議において、両事案とも再発防止の周知・徹底を図ったところである。

<東部県土整備局(吉野川庁舎)>

委託契約において、契約書の標準様式が改正されているにもかかわらず、旧様式で契約を締結しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

今回の事案は、新様式による契約書の作成を失念し、決裁時のチェックも不十分であったため、旧様式により契約を締結していたものである。再発防止策として、既に運用している入札契約関係チェックリストに「契約書の関係様式の確認」の項目を新たに追加するとともに、契約書作成の際には、作成担当者はその都度、「県土整備部文書ライブラリ」等の最新様式をダウンロードし、確認の上使用することとした。

また、特に年度替わりの時期は、事務が集中する上に、制度や様式など大小様々な改正が重なることが考えられるため、リーダー、サブリーダーが主務課等からの通知や連絡事項を遺漏なく把握して担当員に周知徹底し、契約書の作成にあたっては、担当者と、サブリーダーを中心に担当者以外の職員による多重チェックを行うことにより、適正な事務執行に努めてまいりたい。

<中央病院>

委託契約において、仕様書に定める提出書類が提出されていないもの、また、提出書類に記載された資格者とは別の資格者が業務を行っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

今回の事案は、当院の建物附属設備の保守点検業務のうち3件の委託契約において、「業務工程表」、「業務責任者等の選任書」、「受注者との雇用関係を証明する書類」、「資格者証の写し」及び「作業員名簿」の提出を定めていたが、これがされていなかったものである。

また、別の1件の委託契約については、資格者証の写しを提出することを定めており、資格者証の写しは提出されていたが、実際の点検作業においては別の資格者が点検を行っていた。

今回の指摘を受け、該当の4契約については、仕様書で必要と定めている資格者証等の書類の提出を求め、提出済となっている。

以降の契約においては、業務責任者等の選任書や資格者証の写しの提

		<p>出を求めている業務では、契約締結時にその氏名や資格者証の写しについて確認の上、主担当と副担当でダブルチェックを徹底し、必要書類の添付漏れがないよう実施している。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な契約事務の執行に努めてまいりたい。</p>
<p>(4) 行政財産の使用許可に関する事務処理で適切でないもの</p>	<p><東部農林水産局〈徳島庁舎〉> 土地改良行政財産の使用許可において、許可に係る指令文書に使用許可期間を記載していないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、国からの土地改良行政財産の目的外使用許可申請（更新1件）に対し、県が発出した使用許可に係る指令文書に使用期間が記載されていないことに気付かず交付を行ったものであり、その原因は、指令文書の記載内容の確認が十分に行われていなかったことと、チェック機能が働かなかったことによるものである。</p> <p>今回の指摘を受けて、既に運用している土地改良行政財産の使用許可にかかるチェックリストに、記入内容の確認を行うための項目を新たに追加し、当該チェックリストの運用と組織的なチェック体制の再確認について、各担当リーダーを通じて所属内に周知徹底を行った。</p> <p>今後とも、定期的な職員への確認や周知徹底を行い、適正な事務の執行に努めてまいりたい。</p>
<p>(5) 文書事務で適切でないもの</p>	<p><中央病院> 諸届簿の記載事項の修正において、修正液を用いる等その方法が適切でないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、休暇を取得する職員が諸届簿に記載する際に、適切でない方法により修正を行っていたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて病院内全局に書類の訂正方法についての文書を配布し、適正な文書事務について周知に努めるとともに、毎月初めに諸届（願）簿を確認する際に、必ず総務担当者がチェックし、適正な事務処理を徹底している。</p> <p>文書事務は、全ての業務の基礎となる日常かつ重要なものであるため、業務に混乱を来すことのないよう、改めて令和2年11月30日付け法制第149号監察局法制文書課長通知「文書事務の適正な執行について」の周知を図り、適正な文書事務を行った。</p> <p>「事務局」においては事務局連絡会議での担当リーダーへの研修を行うとともに、監察局法制文書課の行うeラーニング研修の受講を徹底し、「医療局」においては医師事務担当者への研修、「看護局」においては師長会での研修、「薬剤局」及び「医療技術局」においては局内会議時などで研修を実施している。</p> <p>なお、令和3年1月から、病院内全局において総務事務システムの運用が開始されており、従来の紙媒体による諸届（願）簿は使用していない。</p> <p>今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な文書事務の執行に努めてまいりたい。</p>